

令和2年第1回(3月)三郷町議会  
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 3 月 4 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 2 年 3 月 4 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代                      2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀                        4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子                      6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎                    8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三                    10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男                    12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第 121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 坂 田 達 也 こ ども 未 来 創 造 部 長 窪 順 司 環 境 整 備 部 長 佐 藤 忍 水 道 部 長 橘 和 成 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 辰 巳 政 行

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>公平委員会委員長 伊 東 良 隆</p> <p>農業委員会会長 下 村 修</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 大 内 美 香</p> <p>議 会 事 務 局 長 補 佐 高 間 洋 光</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第 1 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて</p> <p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>議案第 1 号 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第5号）</p> <p>議案第 2 号 令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第 3 号 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第 4 号 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>議案第 5 号 令和2年度三郷町一般会計予算</p> <p>議案第 6 号 令和2年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p> <p>議案第 7 号 令和2年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算</p> <p>議案第 8 号 令和2年度三郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 9 号 令和2年度三郷町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 10号 令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 11号 令和2年度三郷町下水道事業会計予算</p> <p>議案第 12号 令和2年度三郷町水道事業会計予算</p> <p>議案第 13号 三郷町森林環境基金条例の制定について</p> <p>議案第 14号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>議案第 15号 三郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 16号 三郷町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の一部改正について</p> <p>議案第 17号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>議案第 18号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の全部改正について</p> <p>議案第 19号 三郷町公営住宅管理条例の一部改正について</p> <p>報告第 1 号 寄附の受け入れについて</p> <p>報告第 2 号 寄附の受け入れについて</p>

議員提出議案の題目	発議第 1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 9番 木口屋 修 三                      10番 辰 己 圭 一

令和 2 年 第 1 回 ( 3 月 )

三郷町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 2 年 3 月 4 日

午前 9 時 3 0 分開会

日 程

- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 第 1   |           | 会議録署名議員の指名  |
| 第 2   |           | 会期の決定   |
| 第 3   | 同意第 1 号   | 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて                            |
| 第 4   | 諮問第 1 号   | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                           |
| 第 5   | 議案第 1 号   | 令和元年度三郷町一般会計補正予算 ( 第 5 号 )                            |
| 第 6   | 議案第 2 号   | 令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算<br>( 第 2 号 )              |
| 第 7   | 議案第 3 号   | 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )                      |
| 第 8   | 議案第 4 号   | 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算 ( 第 4 号 )                        |
| 第 9   | 議案第 5 号   | 令和 2 年度三郷町一般会計予算                                      |
| 第 1 0 | 議案第 6 号   | 令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算                           |
| 第 1 1 | 議案第 7 号   | 令和 2 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算                               |
| 第 1 2 | 議案第 8 号   | 令和 2 年度三郷町国民健康保険特別会計予算                                |
| 第 1 3 | 議案第 9 号   | 令和 2 年度三郷町介護保険特別会計予算                                  |
| 第 1 4 | 議案第 1 0 号 | 令和 2 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算                               |
| 第 1 5 | 議案第 1 1 号 | 令和 2 年度三郷町下水道事業会計予算                                   |
| 第 1 6 | 議案第 1 2 号 | 令和 2 年度三郷町水道事業会計予算                                    |
| 第 1 7 | 議案第 1 3 号 | 三郷町森林環境基金条例の制定について                                    |
| 第 1 8 | 議案第 1 4 号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るた<br>めの関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第 1 9 | 議案第 1 5 号 | 三郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について                          |
| 第 2 0 | 議案第 1 6 号 | 三郷町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすこと<br>を目指す条例の一部改正について        |
| 第 2 1 | 議案第 1 7 号 | 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について                                 |
| 第 2 2 | 議案第 1 8 号 | 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の                           |

基準に関する条例の全部改正について

- 第 2 3 議案第 1 9 号 三郷町公営住宅管理条例の一部改正について
- 第 2 4 報告第 1 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 5 報告第 2 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 6 提案理由の説明
- 第 2 7 発議第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求  
める意見書
- 第 2 8 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

**議長（高岡 進）** 皆さん、おはようございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスクを着用しています。お聞き苦しいところもあると思いますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 2 年第 1 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会委員長から報告があります。

**委員長（先山哲子）** おはようございます。ただいまから議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る 2 月 2 6 日に議会運営委員会を開会し、会期並びに審議日程は、異議なく決定しておりましたが、諸般の事情により、変更することになりましたので、急遽、本日、議会運営委員会を開会いたしました。

会期に変更はなく、最終日の本会議の開会時間を午後 3 時から午後 1 時 3 0 分に変更いたしましたので、ご報告させていただきます。

審議日程表については、机に配付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 報告は、以上であります。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

**議長（高岡 進）** 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 1 号によりまして、令和 2 年第 1 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、日本全国で新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されており、国や地方自治体が連携しながら、徹底的な感染症拡大防止策を講じ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することが、今一番重要となっています。

このことから、本町でも先月 2 1 日に対策会議を開催し、まずは 3 月末までの

間、町が主催する各種事業やイベント等の中止を決定したところであります。その後、先月28日には、三郷町新型コロナウイルス対策本部を設置するとともに、国の要請に基づき、子ども達の安全を確保する観点から、小中学校、幼稚園の休校休園を3月2日から実施し、それに伴い、学童保育を、夏休みや冬休みと同等の扱いとしております。卒業式、卒園式におきましては、縮小実施を決定いたしました。

また、同じく、2日には、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、今後のさらなる感染症の拡大防止対策として、図書館を初め文化センター、スポーツセンター、各グラウンドの閉館閉鎖を決定したところであります。

住民の皆様、町民の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、皆様の安全を何よりも最優先にとの考えから、今後も対策本部を中心に全庁が一丸となって、万全の体制を図ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案は、同意案件1件、諮問案件1件、議決案件19件、報告案件2件の計23件であります。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

**議長（高岡 進）** それでは、ここで暫時休憩します。議員懇談会を開会しますので、議員は第1会議室にお集まりください。

休 憩 午前 9時35分

再 開 午前10時00分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き、再開します。

〔会議録署名議員の指名〕

**議長（高岡 進）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、9番、木口屋議員、10番、辰己議員を指名します。

〔会期の決定〕

**議長（高岡 進）** 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間にした  
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（高岡 進）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から、3月13日

までの10日間に決定しました。

〔議案朗読〕

**議長（高岡 進）** 次に、日程第3、「同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」から、日程第25、「報告第2号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（高間洋光）** 朗読します。

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 3 | 同意第 1号 | 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて                        |
| 日程第 4 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                       |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 令和元年度三郷町一般会計補正予算（第5号）                             |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）                  |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                       |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）                         |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 令和2年度三郷町一般会計予算                                    |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 令和2年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算                         |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 令和2年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算                             |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 令和2年度三郷町国民健康保険特別会計予算                              |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 令和2年度三郷町介護保険特別会計予算                                |
| 日程第14 | 議案第10号 | 令和2年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算                             |
| 日程第15 | 議案第11号 | 令和2年度三郷町下水道事業会計予算                                 |
| 日程第16 | 議案第12号 | 令和2年度三郷町水道事業会計予算                                  |
| 日程第17 | 議案第13号 | 三郷町森林環境基金条例の制定について                                |
| 日程第18 | 議案第14号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 | 三郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に                         |

ついて

- 日程第20 議案第16号 三郷町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の全部改正について
- 日程第23 議案第19号 三郷町公営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第24 報告第1号 寄附の受け入れについて
- 日程第25 報告第2号 寄附の受け入れについて
- 以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ありがとうございます。

日程第26、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、令和2年度予算編成方針について、私の所信を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

国におきましては、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、人づくり革命、働き方改革などの推進により、誰もが生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組むこととしております。

このような情勢の中、本町におきましても、町民の皆様が安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、町政を推進しているところであります。

改めて昨年を振り返りますと、これからを担う子ども達のために、議員各位を初め、多くの皆様のご協力のもと、念願の三郷中学校新校舎が完成し、新しい学び舎では、子ども達の元気で楽しい声が毎日聞こえてまいります。

また、時代は平成から令和へ、新たな時代の幕開けに日本中が沸きました。その中で三郷町は、SDGs達成に向けて、すぐれた取り組みを提案する自治体として、昨年7月1日にSDGs未来都市に選定されました。

SDGsの理念のもと、誰一人取り残さない社会の構築に向け、三郷町では、「人にもまちもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現を目指し、防災・減災対策、ICT教育の推進、テレワークの拡充、フレイル健診の実施、自

立分散型エネルギー設備等の導入など、議員各位の多大なるご理解とご協力のもと、一歩ずつ着実に各種事業を進めることができました。

新年度におきましても、「三郷町をもっとよくしたい、もっとすばらしい町にしたい」という強い思いを胸に、輝きと安らぎのあるまちのさらなる発展のため、心を新たにしているところでございます。

さて、近年は地球温暖化の影響により、災害が頻発し、激甚化する傾向にあり、地球環境問題への対応は、待ったなしの状況であります。このことから、引き続き本年も、環境に配慮した予算に加え、新たに、これからの未来を担う子ども達のために、将来を見据えた未来への投資予算として、令和2年度予算を編成いたしました。

これまで、保育料無償化やICT教育の推進など、さまざまな事業を展開してまいりましたが、本年度はさらに一步踏み込んで、地域BWAネットワークを活用したスマートシティを実現するための基本計画を初め、老朽化が進む西部保育園の全面建てかえ事業にも着手したいと考えております。

また、これら以外にも、本年度から着手いたしております三郷北小学校の大規模改修事業のほか、予算執行は伴いませんが、これまで金融機関での定期預金で運用しておりました基金を、環境分野を初め、幅広く社会貢献に寄与する事業の財源として活用する、いわゆるSDGs債を導入し、運用を図ることといたしました。

このほかにも、ソフト・ハード両面で、全ての部署が創意工夫を凝らし、未来への投資予算と位置づけ、一から検討し、必要な予算を計上したところであり、きめ細やかに、かつスピーディーに各施策を実施することで、全世代・全員活躍のまちを目指してまいりたいと考えているところでございます。

このことを踏まえ編成いたしました令和2年度一般会計予算の規模は83億円となり、前年度比1億7,000万円、2.1%の増となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容についてご説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思っております。

まず初めに、将来の三郷町のあるべき姿を見据えたスマートシティ（地域BWAネットワーク）基本計画の策定であります。

SDGsの理念のもと、誰一人取り残さない社会の実現に向け、防犯・防災や教育、農業振興、福祉サービスなど、さまざまな地域課題を解消するため、地域

BWAの構築とデータを利活用してサービスを提供するスマートシティ基本計画を策定します。

続きまして、防災対策であります。

平成29年10月に発生した台風21号による大雨により、本町においても甚大な被害が発生いたしました。また、昨年も日本各地で河川が氾濫するなど災害が激甚化しております。

そこで、今後の災害対策として、台風などの増水による浸水被害を最小限に止めるため、勢野東地内に新たな貯留浸透施設を整備するための詳細設計予算を計上いたしました。

また、氾濫解析事業により防災重点ため池と判定された、ため池のハザードマップの作成や、災害時など停電に対応するための非常用電源の整備費用に加えまして、避難所の停電時に、電気自動車から電力を供給するための可搬型給電器を購入する費用を計上いたしました。

次に、子育て支援の充実であります。

未来を担う子ども達のために、老朽化している西部保育園を新たに建替えるための実施設計及び用地購入に係る経費を計上いたしました。

また、地域で安心して子育てができる環境づくりを整備するため、支援を必要とする方と支援できる方とのマッチングで、子育てのサポート体制を新たに構築するとともに、新生児の発達に大きな影響を与える聴力検査を積極的に受診していただくため、検査費用の一部を助成することといたしました。

また、子ども達が元気いっぱいに遊べるように、衛生面・安全面を考慮し、公園遊具の改善や砂場の砂の入れかえを実施いたします。

次に、地方創生による雇用の創出を念頭に、引き続きCCRC構想及びテレワークのさらなる推進に向けて、「奈良サテライトオフィス35」の運営経費を計上いたしました。

また、移住者への支援といたしまして、中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏から転入された方で、奈良県が対象とする職種に、就業や起業された方を支援する経費を計上いたしました。

また、女性・高齢者等の雇用促進、NPO法人に対する支援など、農業を主体とした地域活性化に向けた取り組みに対する関連予算を、今年度も計上いたしました。

次に、生活環境対策であります。

住宅に新たに家庭用リチウム蓄電池を設置する方や、家庭用電気自動車充電設備を設置する方に対して、新たに設置費用の一部を補助することといたしました。さらに、生ごみの減量化を推進するため、住民の方からモニターを募り、生ごみ処理機を無償貸与して、生ごみの減量とデータを収集するための経費を計上いたしました。

また、町民の皆様の生命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備として、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しましても、設置費用の一部を補助する経費を本年度も計上いたしました。

続きまして、健康福祉対策であります。

高齢者が健康で充実した生活実現を送れるよう、フレイルを早期に発見し、適切な食事や運動を実践していただくことで、健康な状態に戻すことを目的に、社会福祉協議会と連携しながら、地域に出向いてフレイル健診を実施する経費を本年度も計上いたしました。

また、健康寿命日本一を目指し、各種がん検診の受診率アップを図るための経費も計上いたしました。

続きまして、観光振興対策であります。

5年目の最終年ではありますが、本町と香芝市、王寺町、大阪府柏原市の2市2町で地方創生推進交付金を活用し、広域連携事業として、計画的に進めております龍田古道を中心とした観光ルートを整備するとともに、日本遺産認定を目指し、柏原市との連携により、プロモーションを兼ねたウォーキングアプリの配信から現実（リアル）の旅行へ誘導する3幸プロジェクトに係る経費も計上いたしました。

また、特産品を使った食の開発や農産物の販売ルートの開拓・拡大から農のブランド化を図り、その魅力をプロモーションすることで観光へつなげるだけでなく、農業の活性化や地域産業の振興へ寄与する食と農と観光ブランディング事業を本年度も展開してまいります。

続きまして、教育振興であります。

SDGsの理念のもと、誰一人取り残さない社会の実現に向け、三郷北小学校におきまして、障害のある児童の学校生活をサポートするため、特別支援学級の教室増築や、老朽化している外壁を補修する経費を計上いたしました。

また、教職員の働き方改革を進め、子ども達の教育環境を整備するため、教務系と学校事務系などを統合した機能を有する校務支援システムの導入経費を計上いたしました。

次に、文化振興・生涯学習の充実であります。

一昨年4月に童謡のまち宣言を行いました。今後も文化の風薫るまちとして、町民の皆様にもしっかり根づくよう、本年度も童謡のまち関連事業の経費を計上いたしました。

また、カーボンマネジメント強化学業の補助金を活用し、文化センターやスポーツセンターに、空調設備やLED照明を導入するための費用を計上いたしました。

また、読書バリアフリー法に合わせ、誰もが快適に読書できるよう、大活字本・点字図書や録音図書等を充実させるとともに、点字や音声で情報を提供するサービス「サピエ図書館」を導入してまいります。

また、毎年大変好評をいただいております風音祭ですが、第5回を迎えることもあり、例年よりバージョンアップして実施するための経費を計上したところであります。

以上、主要な施策の内容についてご説明申し上げましたが、今後も、全庁横断的に連携を図りながら、全ての方が、自分達の町に誇りを持っていただけるよう、全力で取り組んでまいります。

続きまして、特別会計について説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。1,104万3,000円で、前年度比7.8%の減とするものであります。平成17年度から奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、貸付金の回収を進めているところであります。今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。298万8,000円で、前年度比0.3%の増とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。22億5,149万8,000円で、前年度比6.1%の減とするものであります。県単位化が決定し、2年

が経過いたしました。が、今後も増加する医療費に対応できるよう、予防保健の充実を図りつつ、本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。が、保険事業とサービス事業を合わせて19億7,063万6,000円で、前年度比3.6%の増とするものであります。健康長寿日本一を目指し、誰もが住みなれた町で、介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、介護サービスの提供及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。が、3億9,584万8,000円で、前年度比7.5%の増とするものであります。医療保険制度の状況を注視しつつ、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な業務の運営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。

まず、収益的収入といたしまして、下水道使用料収益などで6億8,227万3,000円を、収益的支出といたしましては、人件費、施設の維持管理費、流域下水道管理運営費負担金などで6億4,151万8,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしましては、分担金や他会計補助金、企業債の借入れ、国庫補助金などで3億6,402万9,000円を、資本的支出といたしましては、建設改良費や流域下水道建設費負担金、企業債償還金などで5億3,957万4,000円を計上いたしました。本年度は、勢野東及び勢野西地区等で污水管築造工事事業を実施し、水質保全と生活環境の改善を図ってまいります。

また、未来への投資予算として、町内の小学校に町職員が出向いて未来（水）環境教室を開催するほか、立野汚水中継ポンプ場のモーターを高効率な環境配慮型のモーターに取りかえを行います。

最後に、水道事業会計予算であります。

まず、収益的収支といたしましては、水道事業収益で、水道料金、給水工事収益などで総額6億5,616万7,000円を、また、水道事業費用では、人件費を初め、県営水道受水費など、経常的な経費としまして7億701万2,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入では、給水分担金、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替

工事負担金などで3億9,230万8,000円を、また、資本的支出といたしまして、建設改良費、企業債償還金などで5億5,017万2,000円を計上いたしました。本年度は、県水100%への完全移行から2年目を迎え、基本理念であります「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向けて、確実に事業を実施してまいります。

以上が令和2年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明申し上げます。

まず初めに、「同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現教育長の大西孝浩氏の任期が本年3月22日で満了となることに伴うものであります。大西氏におかれましては、昨年4月1日から教育長に就任いただき、教育行政に多大なるご尽力をいただいていることから、引き続き、教育長として適任であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、前委員の辞任により、現在欠員が生じていることから、新たに中谷裕美子氏を、人権擁護委員候補者として推薦したいと考えるものであります。中谷氏におかれましては、長年、保育園や幼稚園に勤務され、子ども達の教育に深くかかわってこられたとともに、人権問題についても熱心に取り組まれてこられた経験を有しておられます。また、地域住民の方からの信望も厚く、人権擁護活動に献身的に取り組んでいただける方であることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、「議案第1号、令和元年度三郷町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

既決予算に1億3,921万4,000円を追加し、補正後の予算総額を8億6,781万4,000円とするものであります。

まず、歳出からご説明いたします。

総務費では、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISより、個人番号カード関連事務交付金の増額が示されたことから、戸籍住民基本台帳費で9

0万9,000円を追加するものであります。

次に、民生費では、ふるさと寄附金で、社会福祉への活用を希望された方の寄附金を社会福祉振興基金へ積み立てるため、社会福祉総務費で88万4,000円を、後ほどご説明いたします介護保険特別会計補正予算に係る同会計への繰出金を増額するため、老人福祉総務費で1,499万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、心身障害者医療におきまして、受給者への遡及適用により、予算に不足が生じることから、心身障害者医療費で113万2,000円を、自立支援費支給費の不足により、障害者（児）福祉費で1,800万円をそれぞれ追加するものであります。

一方、小規模保育事業及び家庭的保育事業の新設に係る補助金を予算計上し、事業者を公募しておりましたが、一部に応募がなかったことから、児童福祉総務費で8,040万円を減額するものであります。

次に、衛生費では、各種がん検診に係る予算に不足が生じることから、老人保健費で121万4,000円を、また、大阪大学との共同研究として実施しておりますフレイル健診で、レセプトデータの抽出が必要となったことから、フレイル健診事業費で58万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、商工費では、ふるさと寄附金を観光産業振興基金へ積み立てるため、観光費で174万6,000円を、土木費では、後ほどご説明いたします住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金が増額となったため、住宅管理費で101万9,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、ふるさと寄附金を育英振興基金に積み立てるため、事務局費で77万9,000円を、同じく文化振興基金に積み立てるため、社会教育総務費で58万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、今般、文部科学省では、教育ICT化に向けた環境整備5か年計画により、校内LANの整備に加え、児童生徒1人1台のタブレット端末を早期に配置する方針が示され、本年度分として国の補正予算により、財政措置が講じられることとなりました。本町においても、これらの財政措置を活用し、各小中学校での無線LAN整備を進めるとともに、両小学校でのトイレ洋式化に係る予算に加え、三郷北小学校でのエレベーター棟の増築や校舎・体育館の外壁の改修等の事業費なども含め、小学校費で1億6,831万6,000円を、中学校費で94

5万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

最後に、三郷北小学校に設置のケーブルカーを信貴山下駅前に移設する事業に対しまして、多くの方からご支援をお願いするクラウドファンディングによる寄附金を同事業の財源として充当するため、財源内訳を一般財源からその他財源に変更するもので、寄附金200万円を一般財源から減額するものであります。

一方、歳入では、自立支援費支給費や介護保険料軽減措置分として、国庫負担金で913万3,000円を、また国庫補助金では、個人番号カード交付事業で90万9,000円、校内無線LAN整備で1,448万5,000円、トイレの洋式化及び三郷北小学校の改修工事で3,901万2,000円を増額する一方、小規模保育所整備交付金で4,993万4,000円を減額するものであります。

次に、県支出金でも自立支援費支給費や介護保険料軽減措置分として県負担金で456万6,000円、心身障害者医療費の増額に対し、県補助金で120万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

また、ふるさと寄附金とケーブルカー移設事業へのクラウドファンディング分として寄附金で599万3,000円を計上いたしました。

なお、歳出でも申し上げましたが、クラウドファンディング分として200万円を計上いたしましたが、2月末で123件、232万2,000円をご寄附いただきましたので、あわせてご報告を申し上げます。

また、小中学校での施設整備に伴う町債で8,850万円を追加し、財源不足分2,534万5,000円を財政調整基金から繰り入れることで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第2号、令和元年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

予算総額に変更はありませんが、貸付金の一部が回収不能と判断され、償還不能債権の移管を受けました。この回収不能債権に対し、債権額の4分の3は補助金で補填されることから、県補助金で305万3,000円を計上するとともに、残額の101万9,000円を一般会計から繰り入れるもので、債権額の全額の407万2,000円は、組合返戻金から減額するものであります。

続きまして、「議案第3号、令和元年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

本会計も予算総額に変更はありませんが、前年度の特別調整交付金の精算で超過交付となったため、償還金で69万4,000円を追加する一方、財政調整基金への積立金を同額、減額するものであります。

続きまして、「議案第4号、令和元年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

保険事業の既決予算に1億691万7,000円を追加し、補正後の予算総額を20億6,699万7,000円とするものであります。

まず歳出では、介護認定に伴う主治医意見書の件数が増加したことなどにより、総務費で152万1,000円を追加いたします。また、介護サービス利用の増減により、介護サービス等諸費で1億122万8,000円、高額介護サービス等費で352万5,000円、特定入所者介護サービス等費で229万円をそれぞれ増額する一方、介護予防サービス等諸費で208万8,000円を減額するものであります。また、地域支援事業におきまして、生活支援に係る事業費に不足が生じることから、地域支援事業費・任意事業費で44万1,000円を追加するものであります。

一方、歳入では、各保険給付費の増減に伴い、国庫負担金で2,002万9,000円、国庫補助金で16万9,000円、支払基金交付金で2,833万7,000円、県負担金で1,408万円、県補助金で8万4,000円をそれぞれ増額するとともに、一般会計繰入金で1,499万1,000円を増額し、不足額2,922万7,000円を介護給付費準備基金から繰り入れることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第13号、三郷町森林環境基金条例の制定について」であります。

森林経営管理法の施行により、管理が不十分な森林の所有者から市町村がその委託を受けることができる制度が創設されることに伴い、町が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、新たに基金を設置し、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第14号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

成年被後見人や被補佐人が不当に差別されないよう、各制度における資格や職種から成年被後見人などを一律に排除する欠格条項等の規定を見直すよう、関係

法令の整備法が施行されました。このことから、本町におきましても、これに対応して、三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例その他3件の条例を一括改正するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第15号、三郷町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」であります。

本年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、サービスの宣誓について所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第16号、三郷町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の一部改正について」であります。

人権三法や県条例の制定、性的マイノリティなど新たな差別問題が顕在化する状況を踏まえ、所要の改正を行うもので、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第17号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

令和6年度に奈良県統一税率に移行するに当たり、被保険者の負担軽減対策を講じながら、段階的に税率改定を行うことを前提に、令和2年度の国民健康保険税率等の改正を行うもので、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第18号、三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の全部改正について」であります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、本条例が準拠している国の基準が改正されたことから、これに合わせて本条例を改正するものであります。

なお、本条例内の国基準に係る箇所が多岐にわたり、章の追加など条例全体に改正内容が及ぶことから全部改正を行うもので、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第19号、三郷町公営住宅管理条例の一部改正について」であります。

本年4月1日から民法の一部が改正されることに伴い、連帯保証人及び法定利率の規定を改正するもので、同日から施行するものであります。

最後に、「報告第1号及び第2号、寄附の受け入れについて」は、2件を一括してご報告申し上げます。

1 件目は、昨年 1 2 月 1 0 日に、パッチワークくらぶ様からバザー収益金を災害・防災関連への活用にと 3 万円をご寄附いただきました。

2 件目は、昨年 1 2 月 2 0 日に、生前、町内にお住まいでありました（故）井上芳子様から、遺言執行による自宅不動産等の売却代金 9 1 万 7 4 8 円をご寄附いただいたものであります。有効、適切に活用させていただきますとともに、心より厚くお礼を申し上げます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

**議長（高岡 進）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

暫時休憩いたします。再開は 1 1 時。

休 憩 午前 1 0 時 3 7 分

再 開 午前 1 0 時 5 8 分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き、再開します。

〔議案朗読〕

**議長（高岡 進）** 日程第 2 7、「発議第 1 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（高間洋光）** 朗読します。

発議第 1 号

令和 2 年 3 月 4 日

三郷町議会議長 高岡 進 様

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

（提出者） 神崎静代

（賛成者） 久保安正

南 真紀

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、

鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、補聴器の普及が遅れています。日本の補聴器普及の遅れの要因は、「補聴器の価格の高さ」「公的支援の欠如」にあります。

補聴器の価格は片耳当たりおおむね3万円から20万円までであり、保険適用ではないため全額負担となります。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者の高齢者に対する配慮が求められます。

ヨーロッパ諸国では補聴器購入にかなりの額の公的補助制度がありますが、日本の場合一部の自治体の補助に限られています。

補聴器で早いうちに対策をとることが、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2020年3月

奈良県三郷町議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

以上でございます。

[提案理由の説明]

**議長(高岡 進)** ただいまの朗読の発議第1号について、提案理由の説明を求めます。1番、神崎静代議員。

**1番(神崎静代)(登壇)** 提案理由の説明をします。

加齢性難聴は、70歳代の男性の23.7%、女性では10.6%、80歳代では男性は36.5%、女性28.8%の人が難聴者になっているとされています。

原因は、動脈硬化による血流障害とされていますが、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが上げられています。

難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされています。例えば、誰かに声をかけられても聞こえず返事をしないと、あの人は何だ、無礼な人だと誤解を受けてしまい、なおさら外へ出にくくなります。そして、社会的に孤立する、さらに言葉を聞いてうれしい、悲しいなど、情動の反応が落ちて脳が萎縮するという悪循環になり、認知症につながっていきます。補聴器で早いうちに対策をとることが、認知症の予防に効果的です。

厚生労働省の平成24年3月の介護予防マニュアル改訂版でも、社会活動が不活発であることが、認知症の発症リスクを上げる、閉じこもりは認知症の発症のリスクとなっている可能性があるとした上で、高齢者のひきこもりの要因の一つに聴力の低下を上げ、対策を求めています。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、難聴者に占める補聴器所有率は、イギリスが47.6%、フランスが41.0%、ドイツ36.9%に対し、日本は14.4%と低い普及率となっています。その理由の一つは補聴器の価格です。片耳当たり3万円から高いものでは30万円以上するものまでいろいろありますが、基本的な性能を持ったものは平均15万円で、高過ぎるとい声が多く上がっています。

ヨーロッパ諸国は、補聴器購入にかなりの額の公的補助制度があります。また、この補聴器は、眼鏡と違い、つけたからすぐ快適に聞こえるわけではありません。補助器から入ってきた音を脳の中で言葉として理解するための調整とリハビリが必要です。それを理解しないで購入し、うまく聞こえないとやめてしまう人が多いのも、日本の利用率が低い理由の一つとなっています。

専門医は、快適に利用するには3か月程度の調整と脳のリハビリが必要としています。欧米では国家資格を持つ聴覚専門家が医師と連携して、補聴器の調整に当たり、装用を強力に支援しています。若ければ若いほど、脳がリハビリの働きかけに応じて変化をする能力があるわけですから、早期に補聴器を使用して補聴器にならして脳をトレーニングすれば、難聴者の社会参加を促し、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

この補聴器のことですけれども、この近辺では、王寺駅南側と、畠田のほうに、補聴器の専門店が二つあるということもつけ加えておきます。

補聴器購入費へ助成する自治体もふえています。東京足立区の1人当たり2万5,000円など、東京都での実施が多いですが、北海道北見市、千葉県船橋市など、全国で20以上の自治体の実施をしています。足立区では、言語聴覚士による無料の聞こえの相談が週4回行われています。また、昨年3月20日に、日本共産党の大門実紀史参議院議員が、財政金融委員会で補聴器購入に対する公的助成について質問し、麻生太郎財務大臣が、やらなければならない必要な問題と応じるなど、国会でも議論が始まっています。

意見書の採択も急増してきています。奈良県では、近隣の大和郡山市、平群町、王寺町の各議会が採択をしております。ぜひ三郷町議会からも、この意見書を採択できるように、議員各位のご協力、よろしく願いをいたしまして、提案理由といたします。

**議長（高岡 進）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

**議長（高岡 進）** それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

なお、審議日程については、先ほど議会運営委員会、先山委員長の報告のとおり変更がありましたので、本日配付しています審議日程を朗読させます。

**議会事務局長補佐（高間洋光）** 朗読いたします。（別紙1頁～8頁）

以上でございます。

**議長（高岡 進）** お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（高岡 進）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔一般質問〕

**議長（高岡 進）** 日程第28、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（審議の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

なお、総括表にありますように、南真紀議員の２問目、「ポイ捨て等の防止条例制定について」の質問は取り下げされております。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、１番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

**１番（神崎静代）（登壇）** それでは、「高齢者、障害者へのごみ出し支援の実施を」ということで質問します。

高齢者や障害者など、ごみ集積場所までごみを運ぶのが困難な人達に、ごみ出しを支援する事業に取り組む自治体がふえてきており、総務省は、市区町村が行うごみ出し支援への特別交付税措置を創設し、自力でのごみ出しが困難な高齢者らの自宅への戸別回収などに係る経費の５割を特別交付税で手当てすることを、２０１９年度３月分の算定から導入するということになりました。

環境省によりますと、高齢者らに配慮したごみ出し支援を実施しているのは、２０１９年３月時点で３８７市区町村２３．５％、高齢者世帯が今後さらにふえることが予想される中、より多くの市区町村にこうしたサービスが広がるよう、高市早苗総務大臣が、支援策の検討を事務方に指示していたものです。

各世帯から集積場所に出されたごみを回収するのは、市区町村の基本業務で、普通交付税で清掃費として措置をされていますが、自宅から集積場所までごみを運ぶのを手伝うサービスは、財政措置の対象外でした。ごみ出し支援を市区町村の単独事業として行っている自治体では、市区町村の職員が通常のごみ収集事務の一環として、戸別回収をするケースが最も多く、ＮＰＯの取り組みへの補助や社会福祉協議会への委託を通じて行っている場合もあります。

このため総務省は、特別交付税の対象経費を、１、戸別回収に伴い増加した人件費や車両関係費、２、ＮＰＯなどへの補助額、３、社会福祉協議会などへの委託経費とし、自治体ごとに異なる導入方法に対応できるようにしています。ごみ出し支援を新たに始める市区町村については、対象世帯の調査や計画策定に係る諸経費も対象としています。

２０１８年３月議会の一般質問で、南議員がこの問題を取り上げた際、町は検討すべき課題であり、先進地の状況などを勉強しながら、当町に適した方法を検討したいと答えています。特別交付税が創設されるのを機に、ごみ出し支援の実施に足を踏み出すべきではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） ただいまの神崎議員の1問目の質問についてお答えします。

超高齢社会と呼ばれる昨今、三郷町における高齢化率は、本年2月1日現在30.6%であり、平均寿命は、平成28年度の統計で男性85.1歳、女性89.8歳となっています。このように、本町も人生100歳時代の到来を実際感じられるような現状となってまいりました。

そのような中で、昨年7月に、三郷町はSDGs未来都市として選定され、誰一人取り残さないというSDGsの理念を実現するため、必要な施策を、今後計画的に実行することを予定しております。

先般、平成30年3月議会の一般質問では、高齢者、障害者のごみ出し支援をとの質問をいただき、検討するべき課題であると回答いたしました。当環境整備部では、これまで近隣市町村での実施状況や、三郷町ではどのようなニーズがあり、その対象者は何人ぐらいいるか等の現状把握に努めた上で、事業で必要となる人員、車両等の確保などの課題解決と、関係者と連携して課題に対処するための協議を重ねてきたところです。

一方、社会福祉法人三郷町社会福祉協議会では、平成30年7月より、ワンコイン生活支援サービスを開始し、高齢者等のごみ出しや、それから掃除など、30分で500円のワンコインサービスを提供しております。この事業では、本サービスのお手伝いをしていただけるサポーターの登録を行っており、現在は23名の方が在籍いただいております。

本サービスの利用者は現在61名であり、そのうち10名の方がごみ出しサービスを利用している現状です。今後とも、ワンコインサービスの周知をさらに進め、お手伝いをしていただけるサポーターや、本サービスの利用者をふやしていきたいと考えております。

これらのことを踏まえ、本町といたしましては、仮称ですけれども、三郷町ふれあい収集事業として、令和2年度中に事業開始できるよう、住民福祉部と連携しながら、詳細について調整を続けているところです。地域の皆様や福祉関係者の協力も不可欠なため、早急に関係機関と協議を整え、事業開始時期を決定したいと考えております。

議員お述べの総務省が昨年発表した高齢者等世帯に対するごみ出し支援

に係る特別交付税措置につきましては、該当する事業の事業費のうち、車両管理費や人件費、調査費、委託料等が交付の対象とされており、町が実施した全ての交付税対象事業とともに、県及び国に報告した上で、町の対象経費が認定されます。その後、対象経費のうち50%を上限として国から交付される制度となっています。

三郷町ふれあい収集事業を開始した暁には、当該交付金や交付税の対象になることを望んでおりますが、現時点では不明な状況です。しかし、今回の交付税創設のような国の支援がなかったとしても、三郷町で必要な事業と以前から福祉関係部局で取り組んできており、今後の事業展開につきましては、皆様のご理解とご協力を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

**1番（神崎静代）（登壇）** それでは、2問目の「教員の勤務実態の把握について」質問いたします。

2019年12月4日、公立学校の教員に、1年単位の変形労働時間制を導入可能とする改正教育職員給与特別措置法が成立をしました。1年単位の変形労働時間制は、恒常的な時間外労働がないことを大前提にしており、1、勤務実態について客観的な方法で把握する。2、残業上限を月45時間、年間360時間とする指針の重視などが導入の条件となっています。

勤務時間の管理は、労働安全衛生法の改正で、2019年4月から、公立学校を含む事業者に対して、タイムカードなどの客観的な方法による勤務時間の把握が義務づけられました。これを踏まえて、文部科学省では、2019年7月時点の勤務実態調査を行い、12月25日に結果を発表しました。

タイムカードなど客観的な方法により、勤務時間を把握している都道府県は66%、市区町村は47%と半数以下でした。勤務時間を把握していないと回答した市区町村があるのは25都道府県に上り、奈良県は38.5%と、把握していない割合が一番高い県となっています。

三郷町では、タイムカードの使用などによる方法ではなく、校長の現認による方法で把握していると回答していますが、具体的にはどのような方法なのか、またその結果、残業時間の把握はどのようになっていますか。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。神崎議員の２問目にお答えさせていただきます。

平成31年4月より、労働安全衛生法が改正され、労働時間の客観的な把握が義務化されました。労働時間の管理は、給与計算だけではなく、健康管理という側面からも重要視されてきております。文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインにおきましても、教職員の在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により、客観的に計測するとともに、校外の時間におきましても、本人の報告等を踏まえて、できる限り客観的な方法により、計測することとなっております。

本町の教職員の勤務実態の把握についてですが、町費の教職員の勤務実態は、町職員同様、タイムカードにて把握はしておりますが、県費の教職員につきましては、ICTの活用やタイムカード等による勤務時間の計測は行っておらず、校長及び教頭が現認し、勤務実態の把握に努めているのが現状でございます。

今後、ガイドラインにあります教職員の勤務実態につきましては、県が整備する統合型校務支援システムを導入し、パソコン上での出退勤の管理を行うことで勤務時間を把握し、業務の効率化を目指し、教職員のよりよい職場環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、業務の効率化を進めていく上で、正確に作業が実施でき、「人間に比べて作業スピードが圧倒的に速い」を実現するテクノロジーとして今注目されているRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用や、教職員の職務であるが、他の者との協働で効率化できないかという課題に対しては、テレワークを利用して、学校業務を教職員以外の者が行うなどといった取り組みも、将来的には導入していく必要があるものかと考えております。

なお、現在の本町の教職員の働き方改革の取り組みとして、小中学校にスクール・サポート・スタッフを各校に2名配置するとともに、中学校には、部活動指導員を配置することで、教職員の勤務時間の削減に取り組んでおります。

また、今年度から、小学校におきましては、夏休みに学校閉庁を3日間設けることにより、心身の健康管理にも配慮しており、今後も教職員が、より快適に働きやすい職場になるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 今のご答弁では、文科省の調査に対して、校長等の現認による方法で把握していると回答したけれども、それは、客観的なちゃんとした回答では、勤務時間の把握はできてないということなんですね。そういうことだったら、本当は調査表の6の把握していないと答えるべきではないかと私は思いますけれども、把握できていないんだから、ちゃんとした、やっぱりそっちのほうで答えてほしいと思いますが、その辺、もう1回確認をお願いします。

それと、この公立教員、私がこの質問をしたのは、変形労働時間制を2021年度から制度の運用をしたいと、文科省・国では考えているわけですね。それで、スケジュールからいいますと、まず、もう今3月ですから、文科省が1月から3月までの間に、この制度についての省令と指針を出して、それを徹底するための通知を出すことになっていますから、もう三郷町にも来ているのかもしれませんが、公立小学校の場合、まず、どういうスケジュールでいくかということ、各学校で、今どうなんかということ、これを導入することでどうなのかということを検討する。検討するといっても校長が教員達の意見を聞くということですが、そしてそれを各学校が市町村の教育委員会と相談して、市町村教育委員会が制度についての、どういう意向かということをもって、それを都道府県、奈良県が各市町村の意向を踏まえて条例案を作成するというプロセスになります。

案を作成した場合は、当然、県議会で条例案が審議をされて、成立するか、あるいは否決になるか。それと、その前にまずこの案をつくるかどうかということもありますけれども、そういったプロセスで、案がつくれなかったりとか、議会で否決されたら、このプロセスはここで中止となります。条例が成立した場合、市町村教育委員会が、各学校の意向を踏まえて導入する。どういうふうに導入するのかということを決めていくという流れになっています。

条例は都道府県で決めますが、その条例のもとで、個々の教員にどう適用するかなどの制度の運用は、校長の助けを得て、市町村が決めるということになります。だから、2021年度から制度の運用を始めたいというわけですから、この2020年度中には、今、述べたスケジュールで進めていくことにはなりますが、先ほど述べたように、この変形時間労働制を導入するためには、さまざまなハードルがあって、それをクリアしなければ導入できません。導入のハードルとして

一番重要なのが、恒常的な時間外労働がないことが大前提です。

先ほど言いましたように、残業時間が月45時間、年間360時間以下とする、この指針を遵守するということが大切になっています。これをクリアしようとするれば、まず教員の勤務時間管理がどうしても必要になります。この三郷町では大前提である勤務時間が管理されていないということになるので、当然これは導入しないことになると思いますけれども、そういう解釈でよろしいですね。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、タイムカードを導入していないので、あくまで校長または教頭が出勤してきた、退校したということしか把握していないのが現状でございます。正確なタイムカードを導入していないので、何時から何時まで残業したとか、そのあたりは、していないので、今後、先ほども申しましたように、校務システムを入れたことによって、出退勤の時間が把握できるものと、そのように考えております。

また、その変形労働時間制につきましても、当然、客観的に把握しなければ導入できないので、今後とも、三郷町、学校長とも協議しながら、教育委員会でも協議しながら、導入するかしないかの判断をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 明確にしておきたいのは、勤務時間の把握はできてない。

一応、出勤したかどうかは確認できているけれども、時間の把握ができていないということですね。その辺は確認しておきたいと思えます。

先ほども言いましたけども、それが確認できていないと、もう前提そのものが崩れてしまいますので、これは当然導入できないと私は思います。この1年単位の変形労働時間制というのは、1日8時間労働というのの原則を崩して、繁忙期と閑散期を設定した上で、繁忙期の所定労働時間を延ばして、閑散期の労働時間をその分短くするという制度です。労働時間を延ばすといっても1日最大10時間までとなっております。今言われておりますのは、もう教員の労働時間というのは1日平均11時間以上とされていますので、もうこれをほとんど利用できな

いんじゃないかと思っています。

先ほどの去年の調査の中で、一応、ちゃんと把握できているよと、時間を把握できているよといったその中で、把握できているところなので、その労働時間どうですかということ聞いた、その答えでいきましても、教員の小学校では約53%、中学校では67%が月45時間以上の残業というのをしているということになっています。

そういうことになりますと、当然ほとんどのところで、これは導入できないのではないかと思っています。ですから、こういった今の教員の労働実態を考えますと、こういう制度を導入して解決しようという考え自体が間違っているんじゃないかと私は思います。

やっぱりどうしても必要なのは、まず先生の定員を大幅にふやすこと、それから、授業の準備とか子どもに向き合うという、教師本来の仕事以外の不要不急の業務をいかに削減するか、そういうことでしか、私は解決できないと思っています。

昨年11月26日に参議院文教科学委員会で、我が党の吉良佳子議員が質問しておりますけれども、その答弁で、萩生田文科大臣が、勤務時間の管理が徹底されていなければ導入することはできないと明言しております。だから、客観的な勤務時間の把握の仕組みのないところでは制度導入は論外ですし、また、タイムカードなどを入れてちゃんと、それを把握しようとしても、まともに計測していない、そういうことも論議をされています。まだ押さんといてと、早く来ていても押さんといてと、それから、帰る時間もまだ残ってするけれども、とりあえず押しておいてと、タイムカードをね。そういうような実態があるということも、文科省自体でも、そういう実態があるということ把握しているということも答弁の中で言っていますので、もちろん、そういうことじゃなくて、やっぱりきっちり把握をしろと言っています。

それで、もし導入をした場合でも、そういう実態が間違っているよということがわかった時点では、もうそれは中止をなさいというようなことも、この国会の議論の中で言われていますので、三郷町では導入しないということも、もう1回確認したいと思います。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 神崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

導入するか否かということにつきましては、まだ客観的に計測できないのが現状ですけれども、先ほどから申しますように、校務支援システムを導入することによって、教職員の出退勤の実態を客観的に計測できるものと思っておりますので、それができてから、今後の検討課題として考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は1時です。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 0時58分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2番（久保安正）（登壇）** 「議員の議会活動のための行政文書の公開請求については速やかな公開を」ということで質問をいたします。

全国町村議会議長会が編集している議員必携には、議会の使命の第1は、執行機関が議会に提案してくる多くの政策について、議員は、本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通じて、政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において、最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行うことであると、このように書かれております。議員としての仕事をするに当たり、執行機関が有する行政文書について、議員が公開を求めた場合、町は速やかに議員に対して公開することが必要かと思えます。

昨年12月17日に、令和元年度第2回三郷町国民健康保険運営協議会が開かれ、令和2年度保険税率改定案が提出されました。運営協議会の終了後、私はその文書を入手したいと申し入れたところ、町は、3月に開かれる定例議会までは、それはできないと断ってきました。

議会活動のための議員からの行政文書の公開請求については、これまでどおり情報公開条例に基づく公開対象となる行政文書については、情報公開条例に沿った手続は省いて、速やかに公開すべきと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議会議員の調査権につきましては、法的に調査権は議会だけが認められるものであり、個々の議員には認められないとされていることから、本町だけが例外ではなく、多くの自治体でも議論となっているところでもあります。そこで、各自治体の対応は大きく二つに分かれます。一つ目が、法的な調査権に基づき、議会を通しての対応、二つ目が、申し合わせとして各担当部局で迅速に対応となっております。

なお、横浜市では、横浜市議会基本条例の中で、資料の提出または説明の要求があった場合は、誠実に対応すると明記されております。また、本町でも、平成14年12月議会の厚生常任委員会におきまして、議会議員の調査権について議論となり、最終的にはその場で、情報公開条例に基づき公開できるものは、調査権といった建前論ではなく、議員活動に対し、誠実に対応すると申し合わせをしております。

しかしその後17年が経過し、申し合わせ事項自体が不確かになってきていることも事実であります。

なお、今回ご指摘の事例につきましては、意思形成過程の資料と判断し、非公開としたものであります。しかし、公開された会議での資料であり、情報公開の請求があれば開示すべき資料であったことから、この件に関しまして、おわび申し上げます。

ただ、曖昧になっておりました以前の申し合わせ事項が再確認できたと前向きに捉え、今後この申し合わせ事項を引き継いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 1番目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 「請負契約に関する発注基準改正の目的と効果は」ということで質問させていただきます。

町が締結する請負契約に関する発注基準は、数年ごとに改正されております。直近では、平成30年度及び平成31年度に改正され、その改正の主な内容は、土木や建設などの工種、工事種類についての改正と、工事の設計金額の区分の改正です。

平成30年度の改正では、それまで土木工事に含まれていた舗装工事をその他の建設工事に移行させ、そのことで、舗装工事は、最低制限価格が設定される一

般競争入札に付される設計金額が750万円以上から5,000万円以上に引き上げられました。平成31年度の改正では、舗装工事が、その他の建設工事から移行して単体の工種となり、最低制限価格が設定される一般競争入札に付される設計金額が5,000万円以上から500万円以上に、大きく引き下げられました。

平成30年度と平成31年度の舗装工事についての発注基準の改正は、どのような目的で行われたのか。また、改正してどのような効果があったのか、お答えをお願いいたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町の請負契約に関する発注基準につきましては、これまでも適宜改正を行ってまいりました。平成30年度の改正につきましては、これまで土木工事に含まれておりました舗装工事を、新たに工種として設定し、その他の建設工事に含めたものでございます。

次に、平成31年度の改正では、舗装工事の工種において、町内の一定程度の事業者数が見込めたことから、土木工事と同様に事業者の格付を行い、工事の規模に応じて発注することといたしました。

また、平成30年度の舗装工事の入札において、一部の案件で低価格での入札が見受けられたことから、500万円以上の区分で一般競争入札と最低制限価格の設定を行ったものでございます。

これら発注基準の改正につきましては、近年、舗装修繕工事が増加していること。また、県や近隣町におきましても、舗装工事は工種を区分して発注されていたことを踏まえまして、本町においても舗装工事を区分し、舗装工事の建設業許可を有する事業者に対して、適切に発注することを目的に改正したものであります。

また、その効果といたしましては、舗装工事の技術者を確保している事業者に発注することにより、品質の確保が図られるとともに、500万円以上の区分で一般競争入札と最低制限価格の設定を行うことで、低入札によるダンピング受注を排除し、品質の低下や下請業者への不当なしわ寄せ、労働条件の悪化による建設災害の発生などを防止するものでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から答弁いただきました。発注基準を改正する理由の一つとして、低価格入札が上げられておりました。その入札は、平成30年7月27日に行われた町道立野50号線舗装工事改修工事と思います。落札したのは、舗装工事を主力業務としているN社で、予定価格に対する落札率は39.2%でした。この入札については、後ほど再度触れさせていただきます。

私は、平成30年と平成31年の発注基準の改正は、このN社の入札に関する動向と、N社以外の土木工事、舗装工事業者の意向が関連したのではないかとこのように思っております。

N社が関係した入札について、平成29年度から現在までの入札について調べてみました。少し長くなりますけれども、順次触れさせていただきます。

まず、平成29年度です。この時点では、舗装工事は土木工事に含まれており、750万円以上が一般競争入札というふうになっております。一般競争入札は、ご承知のように最低制限価格が設定されます。

なお、三郷町の最低制限価格は、予定価格の約85%に設定されております。750万円以上が一般競争入札となりますので、ほとんどの工事は指名競争ではなくて一般競争入札で実施されております。

まず、N社が関連する、関係する入札ですけれども、6月1日開札で下水道舗装復旧工事（緑ヶ丘7工区）、これは6社が参加して1社を除き、N社を含む5社が最低制限価格を提示しました。最低制限価格が5社ありますもので、くじ引きで落札業者が決まるということでございます。

7月6日、下水道污水管築造工事（総持寺1工区）、これは土木工事ですけれども、これは10社が参加しました。3社が無効となり、残り7社のうちN社を含む3社が最低制限価格を提示しました。これも、この3社がくじ引きを行って、落札業者が決定されました。

同じ7月6日に、もう一つ入札が行われております。下水道管渠更生工事（立野1の3工区）です。この入札にもN社を含む10社が参加をしました。

ところが、同じ日に行われたこの入札について、N社は参加しますけれども、辞退します。そうしますと、この入札は、ほかにも無効など5社があって、残り4社が応札をいたしました。予定価格は消費税を除きますと1,693万8,0

00円、最低制限価格は約85%の1,458万3,000円です。N社が辞退をすると、最低制限価格で応札した業者はなくなります。1,600万円で落札されました。落札率は94.5%です。

ですから、この日、同じ日に二つの入札が行われた。N社は1社に応札、参加して数字も提出、ところが、もう一つの物件については辞退をするということです。

9月7日、町道立野165号線外舗装修繕工事、5社が参加します。1社が辞退して、N社を含む4社が最低制限価格を提示して、これもくじ引きで落札業者が決まりました。

平成29年度で、N社が関連した入札は以上かと思うんですけども、ここでは、N社が応札すると、最低制限価格を数社が掲示して、くじ引きで落札者が決定される。先ほど申し上げましたように、N社が参加するんですけども、辞退をすると、落札率は九十数%という非常に高いものになる。これが平成29年度のN社が関連する入札です。

平成30年度、ここで発注基準の改正が行われます。それまで土木工事に含まれていた舗装工事が、土木工事からその他の建設工事に移されました。その他の建設工事は5,000万円以上が一般競争入札です。それ以下は指名競争です。一般競争入札に付されるのが5,000万円以上になりましたもので、舗装工事はほぼ全部が指名競争入札、5,000万円以下の工事となって指名競争となつて、最低制限価格がなくなります。

6月4日開札の下水道管更生工事（立野1-4工区）、これは土木工事ですので一般競争入札で行います。ここには、N社を含む9が参加して、N社を含んだ9社との最低制限価格を提示します。これも9社でくじ引きが行われて、落札者が出ていると。

同じ日に、町道信貴山麓線歩道改良工事（城山台2工区）が入札されました。これも750万円以上になりますもので、土木工事ですので、一般競争入札となります。これと同じ日、6月4日、二つ目の入札なんですけれども、N社を含む4社が参加して、4社とも最低制限価格の610万9,000円を提示して、これもくじ引きで落札者が決まりました。

7月27日、これが先ほど部長から答弁であった低価格入札の件だと思うんですけども、7月27日、町道立野50号線舗装改修工事、舗装工事が土木工事

から、その他の建設事業に移行されているために、5,000万円以上は一般競争入札となります。ところがこの物件は、5,000万以下のために指名競争入札で実施されました。ここにはN社を含む7社が指名されました。予定価格1,019万5,000円に対して、指名競争なので最低制限価格が設定されておらず、N社が400万円、落札率39.2%で落札しました。

次に、8月23日、町道城山台34号線舗装修繕工事、舗装工事ですので5,000万円以上は一般競争入札、それ以下は指名競争入札になります。N社を含む7社が指名されて、指名競争入札を行いました。予定価格733万1,000円に対して、N社が510万円、落札率69.6%で落札をいたしました。

8月23日、同じ日に、町道信貴山麓線舗装修繕工事（城山台工区）の入札も行われました。N社を含む7社が指名されました。この日、また二つあったんですけれども、一つはN社が入札に参加して金額を提示するんですけれども、N社が指名されておりましてけれども、この舗装工事で辞退をします。そうすると、予定価格1,472万円に対して1,350万円、落札率91.7%で、いわゆるN社ではない、N社は辞退していますから、ほかの業者が落札ということです。

この平成30年度の発注基準が改正されて、発注基準が改正された後のN社が参加する入札に今触れたんですけれども、N社が参加する一般競争入札では、入札する全社が最低制限価格を提示して、くじ引きとなります。N社が指名された指名競争入札では、落札率が非常に低い価格でN社が落札者となります。N社が指名されたにもかかわらず、辞退すると落札率は高いものになるということが、平成30年度のN社が参加する、関係する入札のいきさつです。

次、平成31年度です。多分、先ほども部長からありましたけれども、指名競争入札となった舗装工事で、低価格での落札があったということも意識をされたかと思うんですけれども、舗装工事をそれまでのその他の建設工事、平成30年度に改正して、舗装工事をその他の建設工事、一般競争は5,000万円以上にしておったんですけれども、この舗装工事をその他の建設工事から外して、単独の工種にします。そして、一般競争入札5,000万円以上だったものを、この舗装工事を単独の工種にして、500万円以上が最低制限価格が設定される一般競争入札に改正します。この改正で、舗装工事は、ほとんど指名競争入札はなくなって、したがって、N社による低価格入札ということもなくなります。

順次、平成31年度を見ていきますと、7月4日、町道城山台1号線歩道改良

工事、一般競争入札で行われます。N社を含む5社が参加して、5社とも全部最低制限価格を提示して、くじ引きで落札者が決まりました。

同じ日に、町道美松ヶ丘22号線外舗装修繕工事の入札が行われました。一般競争入札です。これは、同じ日に行われた入札に、N社は参加しなかったんですけども、5社が参加して1社が辞退して、4社が最低制限価格を提示して、くじ引きとなりました、それで落札したわけでありませう。

8月2日、配水管布設替工事に伴う本舗装工事（美松ヶ丘東3工区）ですけれども、一般競争入札で行われ、N社を含む5社が参加して、5社とも最低制限価格を提示して、くじ引きで落札者が決まりました。

同じ日に、町道立野19号線舗装改修工事、一般競争入札で行われました。これにもN社を含む5社が参加して、5社とも最低制限価格を提示して、くじ引きとなりました。

同じ日に、町道城山台16号線外舗装修繕工事、これも一般競争入札で行われ、N社を含む5社が参加しました。5社とも全部最低制限価格を提示して、くじ引きで決まりました。

9月5日、町道関屋川添線舗装修繕工事を行っております。同じく一般競争入札です。N社を含む5社が参加して、5社とも最低制限価格を提示して、くじ引きです。

9月20日、町道立野27号線舗装修繕工事、一般競争入札、N社を含む6社が参加、1社が無効となりました。あと残り5社は最低制限価格を提示して、くじ引きとなりました。

10月18日、水質改善下水道污水管築造工事（勢野西7工区）、一般競争入札で行われました。N社を含む10社が参加しました。1社は金額を提示しませんでした。残り9社が最低制限価格を提示して、くじ引きで落札業者が決まりました。

12月12日、町道美松ヶ丘2号線外舗装修繕工事、一般競争入札、N社を含む5社が参加、5社とも最低制限価格でくじ引きで落札者が決まりました。

同じ日に、東信貴ヶ丘19号線外舗装修繕工事、一般競争入札、このときは同じ日に行われたんですけども、N社は参加しませんでした。しかし、4社が参加し、4社とも最低制限価格を提示して、くじ引きで落札者が決まりました。

今年になって、1月24日、町道勢野9号線外舗装修繕工事、一般競争入札、

N社を含む5社が参加、5社全部が最低制限価格を提示して、くじ引きで落札者が決定しました。

同じ、1月24日、配水管布設替工事（信貴山東5工区）です。これは、同じ日に行われ、これは指名競争入札になりました。これは水道工事になりますもので、5,000万以上が一般競争入札、5,000万円以下は指名競争になります。ここには、水道工事はN社は許可がないので参加できないんですけれども、ここでは指名競争で、落札率92%で落札されました。

同じ日に、同じく水道工事が行われています。これは、N社は資格がないものですから参加できないんですけれども、1,610万円、落札率92%で行われています。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、平成31年度の発注基準の改正、舗装工事をその他の建設工事から出して、一本立ちさせる、工種を一つ設定すると、そして500万円以上が一般競争入札、いわゆる最低制限価格が設定される一般競争入札にするという発注基準の改正が行われたんですけれども、N社が関係する入札は、全て最低制限価格が設定されて確定する一般競争入札となって、全参加者が最低制限価格を提示すると。そして、くじ引きで落札者が決定されたというのが、この29年度から3年間の発注基準の改正と絡んでの、それとN社が絡んだ入札の結果であります。ちょっと長くなりましたけれども。

そこで、お聞きをします。まず1点目、平成30年7月20日開札の町道立野50号線舗装改修工事は、N社が落札率39.2%で落札したわけですが、低価格入札であったわけなんですけれども、品質の問題、下請へのしわ寄せの問題、あるいは労働安全の問題等々で何か不都合があったのか、あるいはなかったのかをまず1点目お聞きします。

私が聞いている範囲では、N社の仕事は非常にきれい、品質もいいということで聞いております。品質がいい、いい仕事をしようと思ったら、当然、その工事に従事する人にもいい給料を払わないと職人が集まりません。安い給料しか払わなかったら、なかなか職人の質が保てなくて、できた物も余りよくないというのが普通の世間の常識です。まず、それが1点です。

それから2点目です。今、29年度からずっとこの間の流れを言いましたけれども、この町が発注基準を改正したわけなんですけれども、N社以外の土木工事や舗装工事業者からの何らかの意向があって、その影響もあって発注基準の改正を行

ったということはあるのかないのか。2点目です。

3点目、今行われている平成31年度に改正された発注基準では、N社が関係する舗装工事や土木工事の入札では、先ほどの平成31年度の開札の流れをずっと言いましたように、入札参加者の全員が最低制限価格を提示して、くじ引きで落札者が決定されるという結果になりました。企業努力が、なかなかそうなりと、みんな最低制限価格を提示して、くじ引きで決まるわけですから、企業努力、個々の企業努力が、なかなか反映しにくい入札制度になっているのではないかという懸念もあるわけですが、今のこの現行の発注基準については、町はどのように評価をされているか、改めてお答えをいただきたい。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。久保議員の2問目の再質問にお答えさせていただきます。

まず一つ目が、低入札のあった39.2%の品質の問題であったり、下請へのしわ寄せ、労働安全上、不都合があったのかといったご質問かと思えます。

実際のところ、品質の問題はございません。あと、下請に関しましてはこちらで把握はできませんが、そういった下請から賃金の未払いであったりといったことを、町のほうへ話が合ったわけではありません。あと、労働安全基準上も安全な工事が実施されておりますので、工事自体全く問題はないものであったことは事実でございます。

そして、二つ目のほかの土木業者、舗装工事の業者からの意向があったのかという話でございますが、それは聞いておりません。今回、これ2回改正いたしましたのは、1度目が、まず舗装工事というのは、先ほども申し上げましたとおり、品質の確保という観点から、舗装工事をまず分離させると、舗装工事の技術者がおる業者のほうへ発注するという事で分けました。

1年目の際に、本来であれば格付を行っていきたいというふうには考えておったんですが、業者の数であったり実績がなかったのも、一旦はその他工事のほうへ回させてもらった結果、5,000万以下は全て指名競争になり、最低制限が設けられない形で1年間を行いました。その実績を見た中で、業者数もある程度ふえましたので、格付は当初から考えておりました。土木工事と同様に、格付を行い、最低制限価格を設けるという方向で考えておりましたので、それは1年間ちょっと様子を見る期間がございました。そのときに低入札が行われましたので、

ずれたような形ですが、そこで当初から見直す予定はしておりました。

そして、やはり低入札というのは、ダンピングをまず防止するというのが観点でございます。これにつきましては、やはり公共工事の品質確保の促進に関する法律に、これは明記されております。これにつきましては、最低制限価格を設定するか、低入札の調査を行うということになっております。低入札の調査につきましては、実際のところ町レベルでは技術者であったり専門職がないという部分で困難であるということから、最低制限価格を設ける市町村が多いかと思えます。うちのほうも、そういう形で進めさせてもらっているところでもあります。ですので、当初から予定したとおりの2年間にわたる改正であったというところでございます。

そしてあと、全てが抽せんになっているというのは受けとめております。それにつきましては、今回の改正自身、他市町村から見ましても的確に改正を行ったものと町としては考えております。そしてまた、価格につきましても、国・県の積算基準に基づき算出したものでありますので、適正価格であるという判断でございます。本町といたしましては、その辺を考えますと、適正価格のもと適正な入札が執行されていると解釈しているものでございます。

**議長（高岡 進）** 2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、3番、南真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** 「三郷駅前スーパーAコープの撤退についての対応は」ということで質問させていただきます。

最初に通告したときには、まだAコープさんの撤退がいつになるのかということが、まだはっきりしていなかったものですから、ちょっと訂正させていただいて、今からお話しさせていただきます。

立野地域や城山台など、町民の皆さんが利用している三郷駅前のスーパー、Aコープが、3月15日までで撤退するとのことで、既に張り紙がされています。いつもAコープで買い物をしている住民の方々から、ここで買い物できなくなると困るという声をたくさん聞いています。

勢野北口駅前に、やっとヤオヒコができてほっとした途端に、今度は三郷駅前のスーパーがなくなるということで、実は、私も2007年に三郷駅前に引っ越してきました。当時は、スーパーライフというのがありまして、便利なところに

引っ越してきたなどすごく喜んでおりました。ところが、そのときスーパーライフが撤退してしまって、Aコープが来るまで、ものすごく買い物が不便な生活を余儀なくされた経験があります。当時は私も30代で、体力がありました。しかし、買い物に時間と労力を使って、とてもしんどい生活を経験いたしました。

三郷町は、ただでさえ高齢化が進んでいる状態なのに、駅前のスーパーが撤退するとなると買い物が不便になり、生活に困るお年寄りの方や、子育て中で大変な方など、たくさんの人に影響すると思います。Aコープの撤退について、町はどのように対応する考えか、お答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、町民の高齢化進行など、買い物ができるスーパーなどへの足の確保が、今後ますます求められると思います。乗り合いタクシーの利用料金の引き下げなど、一層使い勝手のよいものにすることも検討すべきかと思いますが、いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

三郷駅前のスーパー、Aコープにつきましては、平成23年11月に、ライフ三郷店が閉店した後、平成24年5月にオープンして以来、食料品から生活用品までを幅広く取り扱うスーパーマーケットとして、多くの三郷町民の生活を支えてきました。そのAコープが、本年3月15日に閉店し撤退するとの情報を聞いた住民の方々から、Aコープがなくなったら、毎日の買い物はどうしたらよいのかといった不安の声が町のほうにも寄せられております。

また、周辺自治会からも、Aコープが撤退した後も、商業施設が出店されるよう、誘致に努めてもらいたいといった要望書が町に提出されております。町といたしましても、スーパー撤退後に、市民グループが店舗の運営を行っている事例をリサーチするなど、Aコープ撤退後の対応について検討を進めております。

また、Aコープ撤退後の店舗スペースの利用方法につきましては、所有者の意向が前提となりますが、町といたしましては、住民の方々の声をいち早く所有者に伝え、商業施設が少しでも早く出店されるよう、働きかけを行っているところでございます。今後も引き続き協議を行い、住民の方々の利便性の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、買い物困難者への対応についてのご質問でございますが、予約制乗り合

いタクシーにつきましては、平成23年12月の実証運行開始前に、利害関係者であるバス事業者や鉄道事業者らと協議の上、現在の利用料金を決定した経緯がございます。利用料金を引き下げることにより、路線バス等の利用に影響が生じることとなれば、減便や廃線にもつながりかねず、バス路線等の維持や利用促進の観点からも、利用料金の引き下げについては、できかねますので、違った形での検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） お答えありがとうございます。今、違った形で検討を進めているところと伺いましたが、今、その違った形という具体的なことが、お答えできれば、ぜひお答えしていただきたいと思います。お願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

違った形での検討というふうに申し上げました。今現在考えておりますのは、今回の件で高齢者の方々、移動手段でお困りということは十分に認識しているところでございます。その中で、まず一つ目といたしましては、先ほどもお話しありましたように、もっと使いやすいデマンドタクシーを目指してまいりたいというところでございます。予約不成立というのが、今でも多少ございます。そういったところを解消すべく、配車の時間帯等を考慮いたしまして、何とか、予約の不成立を防いでいきたいというふうに考えております。

そしてまた、二つ目といたしまして、移動スーパーのエリアの拡大を考えております。といいますのは、当初運行が7か所でスタートいたしました。好評につきまして、現在9か所での運行となっております。そのとき、以前の意向調査の際は、周辺自治会の方はAコープがあることが前提ということで、要らないといった回答をいただいておりますので、そのあたりは再調査を行いまして、再意向調査を行っていくのも、一つの方策であると考えておりますので、その辺でもしご利用であれば、また申し入れていきたいなというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、住民の方々の利便性を重視いたしまして、誰一人取り残さない対応に努めてまいりたいと考えております。

議長（高岡 進） 3番、南真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました1問目の項目、「マルチメディアデイジー教科書の推進」についてご質問させていただきます。

2020年度から始まる新しい学習指導要領には、学校で学んだことが、子どもの生きる力となって、明日にそしてその先の人生につながってほしい。みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、判断して行動してほしいとの願いが込められております。

その中であって、質の高い教育、とりわけICT教育の向上を図っていくことは、児童生徒にとって、多様化する学習のために大変必要と考えております。中でも、読むことに困難を抱える子ども達の特性に合わせた学習を保障することは重要だと思います。

マルチメディアデイジー教科書というのは、以前からある視覚障害者用カセット、録音図書を、さらに発展させ、音だけでなく、文章と画像を同時に再生できるようになっており、文字は音声で読み上げられた部分がハイライトされ、どこを読んでいるかが一目瞭然となります。画面の文字や背景の色、拡大率を変更したりするなどの電子図書の一つで、読むことが困難な人でも読みやすいように工夫されています。

皆さんは、ディスレクシアという読み障害という言葉を知ったことがありますでしょうか。視覚障害者や知的障害者の方が読みにくさを抱えているということは想像できますが、それ以外のLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症スペクトラム障害、難聴、肢体不自由、精神障害、外国人など、さまざまな人が読みにくさを抱え、学習したくても文章や漢字が読めない、読んでいるところがわからなくなるなど、1人で学習することが難しい児童生徒さんがおられます。

LD（学習障害）の中でも、文字を読むことに著しく困難がある人をディスレクシア、読み障害といいます。見た目には困難さがわかりにくいので、読めないのは勉強をサボっているからだとか、やる気がないんじゃないかなどと誤解を受けることがあります。そのため学習意欲をなくし、自信を失ってしまいます。支援によっては、能力を発揮することができるのに大変残念でなりません。

例えば、視力が悪ければ眼鏡をかけます。眼鏡をかければ見えるし、読めるし、

学ぶことができます。それと同じように、気づいて支援ができれば、学ぶことを進めることができます。早く気づき、適した対応をとっていくことが重要だと思います。その上でお尋ねいたします。本町における特別支援教育を受ける児童生徒さんの状況と対応についてお聞きいたします。

また、2023年度までに、全国の小中学校で、1人につき1台のパソコン・タブレット等の情報端末を整備するとのことですが、読み書きに困難のある子ども達に、学年に関係なく優先的に整備していただきたいです。こうした子ども達は、視覚に障害がなく普通に目は見えていたとしても、先ほども述べましたが、発達障害等を理由に、字がゆがんで見えたり、左右逆に見えたりして、紙の教科書が読めないんです。パソコンやタブレット等の端末を使った教科書をデジタル化したマルチメディアデイジー教科書なら読めるんです。

新学習指導要領を踏まえて、障害等により、教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のために、必要に応じてデジタル教科書を通常の紙の教科書にかえて使用することができるようになりました。学習障害や文字を読むことが困難な児童生徒さんの特性、個性に応じた支援を強化するため、マルチメディアデイジー教科書の活用促進が必要と考えます。町としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。よろしくお願いたします。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるよう、文部科学省は、GIGAスクール構想の実現に向けて、児童生徒1人1台端末及び通信ネットワーク環境を、令和5年度までに整備する方針を定めております。本町におきましても、Society 5.0時代を生きる子ども達にとって、教育におけるICTを基盤とした最先端技術等の効果的な活用が求められる中、ICTの環境を整備し、次年度以降に1人1台端末の環境整備を進めているところでございます。

議員のご質問について、まず、特別支援教育の状況及び対応について回答させていただきます。

現在、特別支援学級に在籍している児童生徒は、三郷小学校で25名、三郷北小学校で45名、三郷中学校で22名の合計92名となっております。その支援を必要とする児童生徒への対応として、県から、特別支援学級担当の教職員とし

て配置される17名に加え、よりきめ細やかな支援の実現のため、町費による特別支援担当の講師を3校に14名配置しており、支援を受ける子どもが普通学級の子ども達とともに学び育つことができるよう、基本、特別支援学級担当の教職員が支援を受ける子どもの横でサポートをしながら授業を受けておりますが、教科に応じて特別支援学級内で学習することもあります。

また、療育という観点からも、障害のある子どもが、他の子どもと平等に、かつ十分に教育を受けることができるためにも、学校、福祉、子育て関係、それぞれの部署とも連携をとりながら、合理的配慮を行い支援してまいります。

次に、マルチメディアデイジー教科書の活用についてですが、読み書きが困難な児童生徒につきましては、1人1台のタブレットを利用し、教科書の内容をデジタル化して、文字の拡大、色、色調、色強調、音声再生などを同時に使えるデジタル教材として、マルチメディアデイジー教科書を利用することで、教科書の理解力が進み、学習意欲の向上にもつながると考えております。本町におきましては、ICTの環境はおおむね整っており、マルチメディアデイジー教科書の利用は可能であることから、本町が推進するSDGsの理念に基づき、子ども達を誰一人残すことのない教育環境に向けて、今後は、マルチメディアデイジー教科書の導入充実に努めてまいります。

なお、令和2年度の町立図書館予算におきまして、障害の有無にかかわらず、誰もが快適に読書ができる社会を目指し、点字図書や大活字図書、録音図書やデイジー図書、再生機を充実させてまいります。加えて、小中学校では、ネットワークが構築されることもあり、これらを連動させ、活用させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ありがとうございます。今お聞きした中では、デイジー教科書はまだ使われている児童さん、生徒さんはおられないということでしたけれども、宇陀市では、マルチメディアデイジー教科書を個人や学校で申請する際に煩雑で手間がかかるために、教育委員会が無料で一括提供申請をされております。その中で、一括提供申請することで申請の煩雑さもなくなったということです。

また、先ほども部長のほうからもありましたけれども、マルチメディアデイジ

一教科書を使用することで、授業に集中して参加できた、また学習意欲が高まった、みずから進んで勉強するようになった、テストで点をとりにたがるようになった、内容理解が進んだという効果もお聞きしております。環境を整えていくことが必要だと思っております。その反面、通常の授業では同時使用しづらいというマルチメディアデイジー教科書自体の理解への差があることもお聞きしております。

その上で、一つお聞きいたします。先生方のマルチメディアデイジー教科書への理解度はどのくらいで、周知されていますか、また、理解していただくために、時間もとっていただけているのでしょうか、お聞かせください。お願いします。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** 高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先生方へのデイジー教科書の理解度ということなんですけれども、まだ該当する生徒もいらないこともありまして、まだそのように理解していただけないものかと思っております。今後、宇陀市でも今活用をしているとお聞きしましたので、そういった活用している自治体からも情報を得て、今後、理解度というか、ニーズがあれば、当然、先生方にも理解していただかなければならないので、その辺はきちんとやっていきたいなと思っております。

以上です。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**6 番（高田好子）（登壇）** ありがとうございます。理解をまた深めていただけるように、ご尽力いただきたいと思っております。

未来への投資予算ということで、先ほどもありましたように、図書館にデジタル録音図書などを充実させてくださることは高く評価しております。2016年4月に障害者差別解消法が施行されました。合理的配慮を可能な限り提供することが、行政、学校、企業などの事業者に求められるようになりました。また、先ほどもありましたGIGAスクール構想には、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子ども達一人一人に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することとありました。

SDGs 未来都市である本町が、2030年に向けて、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、自治体や住民がともに手を取り合い、全てのお子さんに質の高い教育を保障するために、今後もさらなる取り組みを期待いたしまして、以上

で私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（高岡 進）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

**6番（高田好子）（登壇）** それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

「自転車の安全対策」についてでございます。

全国的に自転車の悪質なルール違反による事故が相次いでいます。信号無視のほか、酒酔い運転や歩道での歩行者妨害などです。また、携帯電話を操作しながら運転、ヘッドホンやイヤホンの着用、片手で傘を差しながら運転するなど、安全運転義務違反の対象となるような行為も見受けられることもあり、危険な行為を繰り返す自転車運転者に対して、自転車運転中に危険なルール違反を3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習を14歳以上の運転者に義務づけており、講習を受けなければなりません。

2019年の全国での交通事故件数は38万1,237件で、前年比でマイナス8.8%、うち法令違反のあるなしを問わない自転車事故は8万473件起きております。交通事故件数に占める割合は21.1%となっており、近年交通事故全体の件数は減少している中、自転車事故は2017年以降、増加傾向にあります。自転車事故の構成率、都道府県別では、奈良県は15位で、うち高校生の登下校中の事故が多くなっている現状です。

その上で、本町では自転車運転講習制度にどのように取り組まれ、また講習制度の対象年齢が14歳となっておることから、教育現場における制度への周知と交通安全教育への取り組みについてお尋ねいたします。お願いいたします。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** 失礼します。高田議員の2問目の質問についてお答えしたいと思います。

議員お述べのとおり、自転車は幅広い世代が利用でき、環境にも優しい乗り物ではありますが、自転車による事故は後を絶たず、高額な賠償請求事案も発生しています。質問いただきました自転車運転者講習制度につきましては、自転車乗車中に信号無視等の14種類の危険行為を行い、交通違反として取り締まりを受けた、または交通事故を起こして送致された者で、3年以内に2回以上行った者に対して、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるものであります。

町としましては、警察と協力しながら自転車利用の安全啓発を行い、自転車に

よる危険行為の撲滅に努めてまいりたいと考えております。

そして、町の教育現場の取り組みですが、三郷北小学校の3年生児童に対して、西和警察署の協力を得て、毎年10月から11月の期間に、自転車乗り方教室を実施し、自転車に乗るためのルールへの理解を深め、児童生徒が安全に自転車を利用できるよう、交通安全教育に努めています。

今後とも、自転車につきましては車両であるということを踏まえて、特に、子ども達には身近な乗り物ですので、警察や学校関係者と協議を行い、小中学校においても自転車乗り方教室を実施できるように、今後も働きかけていきたいと考えております。

以上です。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**6番（高田好子）（登壇）** ありがとうございます。またしっかりと小中学校でも運動を広げていていただきたいと思います。

それともう一つ、2019年10月には、奈良県自転車の安全適切な利用の促進に関連する条例が公布されました。免許も要らずに気軽に乗れるのが自転車の利点の一つですけれども、一方で、危険な事故と隣り合わせになることを忘れてはならないというふうに思っております。

2013年には、当時小学5年生の少年が乗った自転車と歩行者の衝突事故損害賠償訴訟で、神戸地裁が約9,500万という自動車並みの損害賠償決定を出しました。自転車が加害者となった交通事故での高額な賠償請求の事例が多いことから、自転車保険加入の促進啓発が必要だと考えておりました。

本町においても、1月24日にホームページで、自転車保険への加入の義務化についてと、3月号、広報さんごうでも掲載していただきました。自転車運転のマナー向上と並行して意識高揚を図っていただきたいと思いますが、ご所見をお願いいたします。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** 失礼します。高田議員の再質問をいただきましたけれども、自転車の賠償責任保険につきましても、先ほど議員お述べのとおり、広報等でさせていただいています。県もポスター等も掲示を市町村にできていますので、そういったものも通じて、皆さんが見ていただけたところに張るなどしながら、していきたいなと思っております。

各保険会社さんも、そういったところで啓発もされています。町として必要な広報活動があるようであるかどうか、ちょっとこれからも検討はしますが、また4月1日からの施行ということですので、今現状、手だてとしては町の広報であるとかに入れさせていただいたということで、一定の効果があるんじゃないかと思っております。失礼します。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ありがとうございます。今後もポスターとか、あとツイッターとかにも載せていただいて、条例ができたことをお知らせしていただきたいと思っております。

自転車保険の加入は、2019年4月現在の調べだと、都道府県加入率は今56%になっており、義務化地域の加入率が64.3%、非義務化地域の加入率が49.8%で、奈良県は14位で57.5%、この時点ではまだ非義務化地域でした。それにもかかわらず高い推移をしておりますので、加入が義務づけられることで、保険加入が促進されることを期待しております。

そこでお聞きしますが、本町における自転車保険の加入はどの程度か、わかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

いずれにしても、誰もが加害者になりかねないということから、自転車保険の加入というのは、相手を守るためだけではなく自分を守るためにも必要だというふうに思っていますので、自転車保険の加入促進に向けた、被害者も加害者も生まない、安全第一を徹底していただき、さらなる取り組みをお願いいたしまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 高田議員の再々質問ということで、町の加入率ということで、今、質問いただいたところなんですけれども、すみません、手持ちでそういう数字を今持ち合わせておりません。また、確認できるものを、資料を用意できた段階で、また説明のほうをさせていただけたらと思っておりますので、今回はすみません、よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。

6番、高田好子議員の質問は、以上をもって終結します。

次に、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しがありましたので、私の質問をさせていただ

きます。

「災害時のペット同行避難について」であります。近年、毎年のように我が国では風水害、地震など大きな災害が各地で発生しております。災害時、避難所に家族同様に大切にしているペットも、主に犬とか猫になりますが、一緒に連れていくという問題は、これまでも災害が起こるたびに大きな問題として取り上げられてまいりました。

私もずっともう何十年、ペットを犬、猫、鳥、いろいろと飼ってまいりましたが、5年前に最後の子が亡くなってからは、私も高齢のために飼っておりません。そのときに、やっぱりペットがいるときには、万が一大きな災害が起きて避難するときには、主人をさておいてでもペットを、いつもそれは頭にありました。今は飼っておりませんが、やっぱりかわいい、動物好きなので、いつも気にはしております。

ペット等の避難には2種類あります。同行避難と同伴避難です。同伴避難の場合は、一緒に避難場所にペットが、ケージに入れるか何かして、一緒に横にいるということですね。ペットは安心しますが、そのためにはやっぱりペット嫌いな方とかアレルギーの方、また騒音、においとか衛生上の問題で、これはちょっと受け入れは難しいかと思えます。

一般的には同行避難、ペットも一緒に連れて行って、避難場所ではペットと人とのエリアに分かれております。今回は同行避難について質問させていただきます。

2011年、東日本大震災では、たくさんのペットも犠牲になりました。飼い主のわからないペットへの対応とか、助かったペットが野良化の問題、また保護したり、飼い主のわからないペットの対応、その後のペットの対応、また飼い主を探す、そしてまたその後の里親探し、もう関係団体を含めボランティアも含め、自治体の職員達が大変苦慮されたようでございます。

また、ペットを避難場所で受けてもらえないので、大事な家族と同じなので、車の中でペットと一緒に過ごされた方もたくさんおられると。これは長期にわたる場合、特にエコノミー症候群とかで、医師のほうも、これは警鐘しておりました。それと、暑い夏の日や寒い冬のときの冬場での避難なんか、またいろんな問題も起きております。そういうことで、今現在では同行避難は、たくさんの、もうほとんど県、自治体で受け入れをしております。

東日本大震災を機に、環境省は、自治体が対策を考える資料としてペットの救護対策ガイドラインを、2013年平成25年6月に作成し、発行しております。その後1度改訂いたしまして、直近では2016年の熊本地震でのペットの対応と経験を踏まえて加味いたしまして、2度目の改訂版を発行、2018年平成30年9月に、人とペットの災害対策ガイドラインとタイトルを変更して発行しております。

自分とペットが生き延びるため、自分自身で準備して行動する。つまり、自助が基本であります。それが重要であることを特に強調しております。現在ほとんどの自治体は同行避難を受け入れており、避難所のペット飼育管理のガイドラインを作成したり、同行しての避難訓練もあちこちで実施をしております。奈良県におきましても、昨年県主催で、また今年の初めも、たしか実施しております。ペットとの避難を考えようとのイベントを実施しております。

災害時、ペットと離れ離れになったり、ペットを連れた避難所生活でのトラブル問題など、ふだんから考えておいてほしいということで、避難に役立つテントとかアウトドア用品の展示、防災士や災害ボランティアによる相談、子どもと一緒に災害の勉強を楽しく学んでもらうというイベントを開催しております。

三郷町といたしましては、このペットを連れた同行避難についての見解、また受け入れるのかどうかも含めて、お聞かせいただきたいと思っております。

また、国から県のほうにガイドラインを発行しております、指導要綱とか。それを、県から今度、それぞれの自治体、三郷町にはこの話はございましたでしょうか。それと、当町での受け入れるためには、避難場所全てというわけにはいきません、当然。それで大きな避難場所8か所ぐらいありますけれども、小さいところも含めまして、三郷町での避難場所、およそで結構ですので、あわせてこの3点、同行避難について受け入れるのかの見解、それと県からこの話があったかどうか、避難場所が何か所あるか、この3点、聞かせいただきたいと思っております。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきます。

飼い主にとってペットは家族と同様の存在であることから、災害時にペットを連れて避難所に来られるケースは十分に想定されます。このことから、昨年度に全面改定いたしました三郷町地域防災計画におきまして、避難所生活計画の一節

で、ペットに関するルールづくりに努めるよう定めており、奈良県の避難所運営マニュアルでも、避難所内のペット対策として、居室スペースへの持ち込み禁止と、敷地内に専用スペースを設置することが定められております。

また、議員ご指摘のとおり、平成30年3月に、環境省が、人とペットの災害対策ガイドラインを発行し、飼い主の支援のあり方を示すとともに、奈良県の消費生活安全課動物愛護係からは、奈良県動物救護本部設置要綱が、令和2年1月6日付で施行され、また、避難所運営マニュアルに基づく避難所でのペット受け入れに係る手引きも発出されたところであります。

これら国や県のガイドラインでは、災害時のペット対応は飼い主による自助が基本と位置づけられており、避難所でペットの世話やペットフードの確保、飼育場所の管理などは、飼い主の責任で行うことが原則となります。ペットには、鳴き声やにおいの問題、動物アレルギーや感染症など、さまざまな問題があり、行政としては、まずは全ての被災者の生活環境の保全を図ることが最重要であるとの観点から、トラブルを最小限にしつつ、受け入れ方法を模索していく必要があります。

また、盲導犬、介助犬、聴導犬などは、同伴避難が原則となりますが、いわゆる愛護動物であるペットは、あくまでも同行避難となり、避難所の居室スペースには禁止されることとなります。

本町でも、平成25年に避難所運営マニュアルを作成しておりますが、現在のところ、ペットの同行避難に関する規定はなく、訓練の実施等も含めまして、具体的な方針や対策の決定には至っておりません。このことから、今後、国や県のガイドラインの趣旨を踏まえ、また同じ課題を抱え検討中の近隣町の動向を確認しつつ、ペットの同行避難の受け入れ体制について、避難所の選定も含めた詳細な検討を行い、避難所運営マニュアルを更新し、避難所でのペット対応のルールづくりをしてまいりたいと考えております。

なお、現在の避難所の開設につきましては、避難レベルの状況にもよりますが、基本的には、避難準備で4か所、避難勧告・避難指示で8か所、状況に応じて3か所を追加し、11か所としております。その中から、ペットの専用スペースがとれる避難所を選定してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） ペットを飼っている家庭は、4 世帯のうち 1 世帯となっております。一時 3 世帯に 1 軒の割合とも言われておりました。昔はご存じのように、犬のほうが多かったんですけれども、近年は逆転いたしまして、猫は約 9 5 3 万匹、前年比で 2. 3 % の増、犬のほうは約 8 9 2 万頭、前年比 4. 7 % の減です。これは多分、犬はやかましい、鳴くからやかましいとか、散歩も必要なので、猫ですと散歩は要らないですし、手がかかりません。また 1 泊の旅行も可能です。そういったことで、飼いやすいことで逆転したのかなと思います。

それで合計約 1, 8 5 0 万頭、これは 1 年前のデータであります。これは皮肉なことに、少子化は進んでおりますペットの数はふえていく。1 5 歳未満の子どもの数より多いと言われております。

同行避難を受け入れる場合、先ほど部長のほうからも考えていくということなんですが、全部の避難場所では受け入れることは、もちろん、いろんな条件がありますのでできません。敷地の問題、環境面とか実情を考慮する必要がありますし、そういったことも含めて、明日にも起こるかもわからない災害のことですので、早急に、できれば住民の皆様にも周知もしていただきたいと思っておりますし、場所の周知、何よりも飼育者のマナーとペットのしつけはもちろんでありますが、避難する際の必要ペット用品、リードとか、いろいろフードとか、そういったこと、もろもろのことも含めて、同行避難についての心得、ガイドラインやガイドブックを作成するべきと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

せめて 1 回でも、同行避難訓練は考えておられませんか。そしてまた全国の県や自治体では、実情に合わせた前向きな取り組みをしております。ガイドブック、ガイドラインづくりを早急に作成していく気はあるのか、訓練はしていく気はあるのか、この 2 点、お答えください。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、指定場所を早急に決めなければならないというご意見をいただきました。早急にそのあたりは決めていきたい。そしてまた、マニュアルも更新していきたいと考えております。それで、マニュアルの更新と並行しまして飼い主の方に対しましても、災害時のペット対策として、平時からの備えや同行避難の方法、避難所での飼育責任など、ルールづくりを十分に周知していくことも必要であると

考えております。

そしてまた、マニュアルをもちろんこれから作成はしていきませんが、マニュアル化だけが目的ではないと考えております。実際の実践での活用が非常に大事になってくると思われまますので、訓練のほうは積極的に実施してまいりたいと考えております。

ただ、訓練に関しましては、行政だけではなかなか成り立つものではございませんので、今後、住民の方々にご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

5 番（先山哲子）（登壇） いろいろな、とにかく飼育者へのいろいろなもろもろのことの周知、その中には、またご存じのように、受け入れるためには、先ほど言いましたように、まず飼育者のマナー、常識的なものとかも含めて、避難所で迷惑をかけないということが大前提でございます。

ペットのマイクロチップ埋め込み、もうこれは、何か首に入れるので、痛いかなと思ったら、あっという間に終わるそうです。費用もそんなにかかりません。そういったこととかも、また含めて考えていただいたらと思います。マイクロチップの推奨、それと、犬は予防注射済みで登録をしているかということも条件のうちですし、必ず首輪には名前を入れる、住所、名前、電話番号とか、それも、マニュアルのところに含んでいるところが多いようです。

また、猫用、犬用、それぞれの災害ガイドブックも1,430円で市販されております。ペットの災害グッズもたくさん種類が販売されております。去年、今年も、県主催の、先ほど言いましたね、ペット同行避難についてのいろんなイベントの中には、そういった業者も来て、いろんなものを展示していたようです。販売されております。避難所には、ペットの受け付けとか対応には職員のみならず、いろいろなボランティアの関係者の協力とか、また獣医師との連携も必要かと思われまます。

ちなみに、ちょっと頭に入れていただきたいんですけども、各県とか大きな市などでは、ペット防災士育成講座というものもあります。民間でもあるんですけども、民間は有料で、県単位の自治体の場合は無料がほとんどです。これはペット災害危機管理士としまして、資格、1級から4級あるんですけども、4級から3級は日帰りで簡単に取れます、講習会、勉強して。1級の場合は、その

指導者になれるコースですので、1泊する必要があります。それで大阪でも、もう毎月ではありませんけれども、ネットで調べていただいたら何月何日から何日まで、管理士の養成講座、資格を簡単にもらえますけれども、そういった講座も近隣でも設けております。

その管理者の方達、資格を持った方には、いざというときに、その避難所で活躍していただけますし、遠くからでも、それとわかるベストを着ていらっしゃるんですね、ちょっと蛍光色か何かの。そういうのを着用してもらって、ああ、あの方が担当だなということが、はっきりわかるようにしているところが多いわけです。ちなみに、こういった、私の田舎でさえ、こういうのをもう早くからやっております。ペット防災管理士育成講座なるものを、もう毎年開いております。

それで、動物も命ある生き物でございます。人と動物が共生できる優しい社会づくりを目指していただきたいと思います。もう簡単にお答えをよろしく願います。

**議長（高岡 進）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼いたします。それでは、先山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、さまざまなペット防災管理士の話であったり、たくさんのご提案をいただきました。その内容を踏まえまして、またそれを勉強させていただきまして、今後のルールづくりに生かしてまいりまして、避難所運営マニュアル等も見直しをしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、避難所とペットの共生がうまく図れるように、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開、2時50分です。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時50分

**議長（高岡 進）** 休憩を解き、再開します。

それでは、8番、澤美穂議員、一問一答方式で行います。

**8番（澤 美穂）（登壇）** 8番、澤美穂です。お疲れのところだと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。ただいまより、議長のお許しをいただきまして、私の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1問目、図書館の利便性向上のため、3点お伺いさせていただきます。

まず、「図書館に電子図書館機能を持たせてはどうか」についてです。

この質問は、こうなる以前に提出させていただいたのですが、今回の図書館の休館措置は、何の前ぶれもなく、毎月第1月曜日の館内整理日翌日から、いきなり休館が発表されて、既に借りている本については4月5日まで、一律に延長措置がとられています。小中学校が長期の休みになるので、本を借りておきたかった保護者の方もいらっしゃる、突然の休館に困られている人も多いと聞いています。

こんな非常時に、電子図書館があったらよかったのになと一層思ったのですが、現在、奈良県内の電子図書館は、県内で、大和高田市、広陵町、斑鳩町の3館のみです。大和高田市は、電子図書の貸し出しを始めて丸1年を迎えた2019年7月24日発行の毎日新聞で、「1年間4,450冊の貸し出しがあり、紙書籍の貸し出しでは少ない30から50代の女性の利用がふえ、今後は、幼児向けに音声付絵本の拡充、中高校生向けの参考書もふやしたい。」と秋丸素子館長が答えられていました。

30から50代というと、子育て世代の女性が電子書籍を利用されているのかなと思うのですが、自分の時間がなかなか持てない忙しいお母さん達が、ちょっとした育児の合間や空き時間に、手軽に借りられる電子書籍で本を読む機会ができたのだとしたら、とても喜ばしいことだと思います。大和高田市立図書館は蔵書数が約10万冊程度と、三郷町図書館に比べてかなり少ないことから、電子図書館化を進められたのかもしれませんが、本を読みたくても、みんながみんな図書館に足を運べるわけではないんです。仕事や病気、介護と、いろいろな事情で図書館に来られない方や、身体にハンディキャップをお持ちの方に、電子書籍という選択肢があればと思います。

電子書籍のほとんどが音声で読み上げるソフトに対応しているので、目の不自由な方も朗読で本を楽しめたり、視力の低下や老眼等で、本を読みにくくなった方でも、電子書籍なら大活字の本でなくても、自分の読みやすい大きさに、文字を拡大して読むこともできます。

実は私はアマゾンのKindleで、本の読み放題の契約をしています。きっかけは、3年前に椎間板ヘルニアで手術をすることになり、3週間の入院をすることになったことがきっかけで、入院中だけのつもりで借りたのですが、手放せ

なくなり、今も持っています。無料で読める本が思っていた以上にあり、紙書籍では読まなかった作家やジャンルに、無料だからと読み始め、新たな楽しみを見つけられました。消灯時間を過ぎても電気を消さずに読み続けていたので、見回りの看護師さんに注意されたこともありました。アマゾンでは980円払っているので、電子図書館とは読める本が違うのかもしれませんが、電子出版政策流通協議会によると、2020年1月1日時点で91自治体で88館が、電子書籍の貸し出しサービスに対応しています。2010年度から、今までに電子書籍貸し出しを終了している図書館は4館、そのうち1館は再度始められているので、3館が終了していて、中止中が1館になっておりまして、私が思っていたよりは継続されているのかなというのが正直な感想です。

ICT教育にも力を入れ、SDGs未来都市である三郷町が、同じ宣言をしている広陵町が行っているサービスができないというのは残念な気がしますので、費用のこともあるかと思いますが、ぜひ前向きにご検討いただくことを要望いたします。

続きまして、「ブックポストの設置」についてお伺いいたします。

周りで図書館を利用しない理由を聞くと、ほぼ返却が面倒だからと答えが返ってくるのですが、検索する中でも、2番目に多い理由として上がっていますが、なかなかきちんとしたデータが得られなかったのですが、今回、アサヒグループホールディングスが運営する青山ハッピー研究所では、毎週アンケートを実施されている中で、図書館を利用していますかというアンケートを全国20歳以上の男女に実施されたところ2,583人の有効回答を得られた中で、利用しないと答えられた理由の2番目に、返却が面倒くさい26.7%でありました。

また、静岡市が、平成23年度から毎年無作為抽出した18歳以上の3,000人の市民を対象に実施されている市民意識調査によると、図書館を利用しない理由として、20代では31.8%、30代では36.5%、40代では31.7%、50代では31.7%の方が、返却が面倒と答えています。これが60歳以上になると、ぐっと減るんですけども、やはり面倒だということがあらわれていると思われまます。

小学生のうちには、小学校で三郷図書館の本が返却できますし、中学生は通学時に返却することができますが、高校生、大学生になるとどうでしょう。実は三郷図書館はすごく人気があって、なぜかといいますと、自習をしても怒られない、

図書館で、非常に子ども達に人気があるんですけども、今、一番児童数が多い勢野北地区に住む子ども達は、最寄り駅が勢野北口駅になり、高校、大学生、社会人になったとき、生駒回りで通学、通勤する場合、信貴山下までの定期券を持たないことも考えられます。反対に、三郷駅を最寄り駅にする場合は、生駒回りで通学、通勤しない限り、信貴山下駅までの定期券はありません。また、仮に定期券を持っていた場合も、わざわざ本を返すためだけに途中下車するのは面倒だと思っているようです。

もし勢野北口駅とJRの三郷駅にブックポストがあれば、返却することへのハードルは、かなり低くなり、自習などで図書館に行っていることもありますので、気になる本を借りようという気になるかと思えます。また、読み終えた本から、すぐに返却していただけるメリットもあると思えますし、通勤・通学時や、またヤオヒコ等での買い物のついでに、駅前で本を返すことができれば、本を返却するためだけに車やバイクを使うこともなくなり、CO<sub>2</sub>の削減にもつながると思えます。貸出冊数を伸ばしたいのならば、返却しやすさも考えてみてはいかがでしょうか。

そして、これはちょっと通告していないことなんですけれども、図書館1階のブックポストが奥まっていて、返しに行くときに暗くて気持ち悪いという意見も聞いています。以前はライトがついていた時期があったそうなんですけれども、人がいたらわかるセンサーライトのようなものをつけていただけたらありがたいなということですので、またご検討いただきたいと思えます。

続いて、「駐車場から図書館入り口までの屋根の設置について」質問させていただきます。

私が、教育委員時代の平成27年9月定例会で、同じ要望を出させていただいたのですが、答えていただけなくて、教育委員には限界があるんだと思い知ったこの案件を、議員になったら絶対にしつこく質問しようと思っていた一つでもあります。

図書館が大好きで、よく利用させていただいているのですが、雨が降ると、やっぱりちょっと不便を感じてしまうんですね。いつも貸し出し用の傘を置かせてくださっているのですが、何度かタイミングが悪く、傘がなかったり、またあっても、骨が壊れていて使えなくなったりで、ぬれて上がったこともあります。自分がぬれるのはいいんですけども、本を借りているとちょっと気を使うこともあ

ります。あの階段は、大人がぎりぎり行き交える幅しかなく、傘を差していたら行き交うのが難しく、お互いに雨の中、道を譲り合ったりしなければならぬのです。どうぞどうぞと譲り合いも楽しいんですけども、大変なのは、お子さん連れと高齢者の方です。

ある統計で、図書館の利用者が多いのが、高齢者とお子さん連れと出ていたもので、いわば来館者数をふやす超お得意様が大変な思いをされていることになります。幾ら貸し出し用の傘があっても、お子さん連れだと、傘を差しながら手をつないで階段を上がることになり、もうそういうとき抱っこして上がればいいのに、そんなときに限って子どもは、自分で階段を上りたがったりするので、私も経験があるので、余計にそう思うんですけども、子どもが1人だといいんですけども、数が多いと下の子を抱っこして、上の子は自分で傘を差させて、また荷物を持ってと、誰かが階段にいてはったらお待たせすることになり、図書館に上がるまでに疲れてしまうこともありました。

屋根があれば、例えば公園で遊ぶ約束をしていたのに雨が降った場合、じゃ、きょうは図書館に行こうよと、ママさん達に言ってもらえるような図書館であってほしいと思います。幼少期に図書館に連れて行って読み聞かせをしてもらった子どもは本が好きになり、好奇心が旺盛で勉強も好きになっている子が多いように思います。あくまでも私見ですが、子どものころから本に触れる機会が多いほうがいいと思います。

そして、高齢者の方は、ふだん大丈夫でも、階段のときは安全のためにと、手すりを持たれることが多いと聞いています。ですからこちらも屋根があったほうが、助からはるのかなというふうに思います。

それに、傘って男性の方はピンと来られないかもしれませんが、使ったら干さないとだめなんですね。あれ、いつも置いてくださっている傘は1本や2本じゃなくて、かなりの数の傘を貸し出し用の傘、どなたかが毎回干して、乾かして畳んでくださっていると思うんです。また、傘が壊れていたら補充の必要もあると思うので、そんな手間を、もし司書の方がされているとしたら、私はその時間を、ほかの仕事に充ててほしいと思います。

また、雨の日だけでなく、近年の夏の暑さは尋常ではありません。エアコンのきいた車からおりて階段を上るだけでも、照りつける日差しと気温差に立ちくらみを覚えるほどです。日差しを少しでも遮る屋根があれば、少しでもましかと思

います。

17年前にも質問されたと聞いておりますが、時代は令和になりました。その時代に合った施策を行うべきではないでしょうか。町民の利便性につながって、職員の方の手も減らすことにもなる屋根の設置をお願いしたいと思います。

以上3点についてお答えをお願いいたします。

**議長（高岡 進）** 渡瀬教育部長。

**教育部長（渡瀬充規）（登壇）** それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、電子図書であります。自宅において個人の端末でダウンロードできることにより、時間などを気にしなくてもよいなど利便性が高いこともあり、以前に検討した経緯があり、その結果としては、電子図書1冊の購入価格が、紙媒体の図書の倍以上の価格であるということ。そして、最新の図書が電子化されるのに時間を要することから、まだまだ課題が多いため、導入を見送った経緯がございます。

なお、奈良県内で電子図書を導入している図書館がわずか3館であり、その3図書館の平成30年度の全体貸出冊数のうち、電子図書貸出冊数の割合は、大和高田市が4,450冊で2.07%、斑鳩町が2,271冊で0.71%、広陵町が216冊で0.05%となっており、いずれの図書館もまだまだ利用者が少ないのが現状でございます。

それに加えて、導入に当たりましては、システム導入費、年間クラウド使用料等に多額の費用を要することもあり、早急に電子化をするのではなく、今後の近隣の図書館の動向を注視して検討していきたいと考えております。

次に、ブックポストの設置についてですが、県内で設置している図書館のほとんどが、移動範囲が広く、交通機関を使わないと返却が難しい図書館であるということ、また、駅にブックポストを設置することは、常に外気に触れることから、湿気で本が傷みやすくなったり、また、本以外のものを投函される等のデメリットがございます。

図書館としては、本を返却に来られた際に書棚を見て回り、新しい本とめぐり合うことで、自身の知識や趣味の幅を広げることができるため、ぜひとも図書館に足を運んでもらえることを望んでおります。以上のことから、現在のところ、ブックポストの設置は予定しておりませんのでご理解願います。

最後に、屋根の設置についてでございますが、一般駐車場を利用する来館者が通る階段上には屋根がなく、雨の日はお子さん連れの方々を初め、多くの方に不便をおかけしておりますことから、屋根の設置に向けて取り組んでまいります。

なお、それまでの代用といたしましては、以前から行っております駐車場への出入り口及び駐車場階段下に置き傘を用意するとともに、ご高齢の方、足の不自由な方、お子様連れの方に対しては、駐車場入り口正面付近にあります職員通用口のインターホンでご連絡いただければ、職員がお迎えに上がります。ただ、こういったサービスをご存じでない方もいらっしゃるかもしれませんので、駐車場への張り紙、カウンターでの案内、広報及びSNS等で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、四つ目の質問といたしまして、ブックポストが暗くて怖い、センサーライトの設置はどうかということなんですけれども、私もちょっとまだその辺を確認しておりませんので、確認して必要であれば、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**8 番（澤 美穂）（登壇）** ご答弁ありがとうございました。紙の本の倍の値段がするということなんですけれども、神戸市立図書館では、平成30年6月22日から令和2年4月30日まで、約2年にわたり電子図書館の試行実施をしております。今年度中の本格実施に踏み切られることになっていきます。もし、三郷町でもできるのであれば、その試行期間というのか、そういうのがお試しができるのであれば、やっていただきたいと思えますし、また、新刊も重要なんですけれども、著作権の切れた文学作品などの青空文庫もあり、こちらはインターネットで検索などでたどり着くこともできるんですけれども、フィルターの関係とかもあり、より安全に子ども達が、教科書で習った作者のほかの作品にたどり着くことも考えられますし、紙書籍であれば、ご縁がなかった大人も、子どものころに読んだ絵本や作品を読み返すきっかけになるかと思えます。

中には動く絵本もあると聞いてますので、子連れでお出かけの際も、たくさんの絵本を持たずに出かけられるメリットもあると思えます。また、小学校で英語教育が本格化してきた今、日本語での読み聞かせながら自宅でも保護者ができることではありますが、中には英語が苦手な保護者の方、ましてや発音やアクセン

トについては、ネイティブには及ばないと思います。神戸市図書館のように、ネイティブによる読み上げ絵本などの、英語や、またその他中国語などのほかの言語による書籍を提供できれば、子どもだけではなく、生涯教育として語学を学ばれたい大人の方にも役に立つと思います。

そして、視覚障害をお持ちの方のサポートとして、電子書籍も含めて、今後電子データを使えるようにすることも、あわせて要望いたします。

そして、ブックポストについてですが、いろいろな事情もわかりました。前向きに機会があれば考えていただきたいと思います。

屋根については早急をお願いして、なかなかインターホンで職員の方を呼び出してというのは、私も初めて聞いたことですので、ぜひ周知をしていただいて、なるべく不便がないように、そしてなるべく早く屋根をつけていただきたいと思います。

センサーライトにつきましては、夜間ということですので、ぜひ部長、夜、行っていただきたいと思います。

1 問目の質問については、以上でございます。ありがとうございます。

**議長（高岡 進）** 1 問目の質問は終了しました。続きまして、2 問目の質問に移ります。8 番、澤美穂議員。

**8 番（澤 美穂）（登壇）** 続きまして、「三郷町地域防災計画について」お伺いいたします。

議員になって31年3月に修正された防災計画をいただきました。こちらは三郷町のホームページで、いつでも誰でも見られるようになっています。言うまでもなく、南海トラフ地震が30年以内に70から80%の確率で起こると言われています。また、地震だけではなく、台風などによる災害も考えなければならない状況でございます。

その中で、防災施策の大綱として、防災に強いまちづくり、災害応急対策、復旧対策への備え、災害に強い人づくりを3本の柱として、防災にかかわる基本方針、防災ビジョンを上げておられますが、奈良県社会福祉協議会のホームページを見ましたら、災害関連の取り組みとして、令和1年の調査で、県下39市町村の取り組み状況が一覧で掲載されています。

三郷町は、災害ボランティア養成講座の開設、災害ボランティアセンターの運営等の訓練の取り組み、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの設置が

まだされていない状況で、また、市町村・行政との災害時協定の覚書、こちらのほうは、やっただいていてと思うんですけども、やっっていないことになっておりましたので、質問をさせていただきます。

災害時のボランティアセンターの設置、運営について、役割分担等を含めたマニュアル化が完了しているか。ボランティア及び災害ボランティアの募集、ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成講座の開設についての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

また、河合町のように、三郷町民の中で防災士有資格者名を地区名とともにホームページで公表することにより、資格を取っただけで終わるのではなく、自主防災組織の主たるリーダーとしての自覚を持っていただくことにもつながると考えます。もちろん個人情報の問題とかというのが、いろいろあると思うんですけども、自主防災組織のネットワークを構築し、ふだんからの情報の共有、研修会等を開き、有事の際は、住民同士が率先して連携し、自分達の地区だけでなく、被害の大きい地区の救助活動に当たれる関係を築いていただくことを切望しています。

唯一無二である中学校内に消防団の屯所が設置されていることから、防災教育の一環として、三中生と住民参加型の合同防災訓練を実施してはどうでしょうか。また、災害を実際に知らない子ども達に、ゲーム感覚で災害対応策を身につけることができる図上訓練に、DIG（ディザスター・イマジネーション・ゲームの略）があります。

日常生活で見落としている地域の災害関連情報を見つけることが狙いで、自分達で地図に避難所や危険箇所などの情報を書き込んだ手づくりのハザードマップを作成し、大地震を想定して友達と対話しながら、マップに被害状況を書き込み、災害が起こったらどのように変わってしまうのか、また、どうしたらいいのかを、具体的にイメージさせることが目的です。行く行くは年に1回程度、北小と給食センターでの合同防災訓練もあわせて、2か所同時の全体訓練を実施することを要望します。

その際、当然、役場の職員だけの対応が難しいと思われまますので、自主防災組織のネットワークのメンバーが主となり、計画、実施までを行っていただくことを前提とし、いつ起こってもおかしくはない災害に備える体制を早急に備えていただくことをあわせて要望いたしますが、町としての現在の状況と見解をお聞

かせいいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

災害時のボランティア活動は、災害対応において、今やらなくてはならない存在であり、今後の災害においても、多くの方々が支援活動を行いたいと考えておられると認識しております。昨年度に見直しを行った三郷町地域防災計画においても、ボランティア活動支援環境整備計画の中で、町及び関係機関は、活動分野の把握や受け入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努める旨を掲げております。

ご質問の災害時のボランティアセンターの設置及び運営のマニュアル化につきましては、三郷町社会福祉協議会において現在検討中であります。また、今年度より、県の社会福祉協議会が主催している災害時のボランティアセンターの設置に向けた研修会に本協議会の職員が参加し、この研修で習得したノウハウを、今後、災害ボランティアの募集及びコーディネーターの養成に生かしてまいりたいと考えており、進捗状況といたしましては、ようやく動き出した段階でございます。

次に、防災訓練についてであります。現在は積極的に活動していただいている自主防災組織の単位で、地域の実情に沿った訓練を毎年実施していただいております。各地域の防災リーダーが相互に訓練に参加されるなど、自助・共助による防災力は確実に向上していると考えております。

今後は、議員ご提案のとおり、自主防災組織のネットワークのメンバーが主となり、計画策定から実施まで行う合同防災訓練は、本町といたしましても必要であると考えておまして、実施時期、場所、規模、訓練内容などを、自主防災組織の皆さんと協議検討してまいりたいと考えているところでございます。

一方、本町における課題として、地域ごとの自主防災組織の活動に温度差があることも事実であります。このことから、町内で防災士の認定を受けておられる109名の方々に、自主防災組織と連携し、防災メンターとして活躍していただける仕組みづくりが、今後は必要でないかと考えております。

そして、SDGsの柱の一つでもあります、メンターの発掘、連携に努め、なお一層、町にも人にもレジリエンスな町を目指してまいります。

また、多くの方々からも注目を集めております中学校に併設しております消防団の屯所につきましては、消防団活動を身近に感じることによる効果から、中学生の防災意識の向上にもつながっており、今後におきましては、この屯所と隣接する福祉避難所も絡め、将来を担う子ども達に、消防防災の役割を改めて認識してもらえるよう、中学校とも連携を図り、活動内容を検討してまいりたいと考えております。

そして、冒頭お話しありました県の社協と町の社協につきましては、協定を締結しております。あと、町の社協と三郷町との協定は、まだ進んでおらないという状況から、先ほどお話があったのかと思われれます。確かに、多くの市町村がもう結んでいる状況でありますので、早急に結ぶ方向で考えております。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**8 番（澤 美穂）（登壇）** お答えありがとうございました。私が言うまでもなく、既に考えていただいているということで、非常にありがたく思っております。

そして、検討中とか、研修がまだということですが、全国市町村国際文化研究所で、今年の5月19日火曜日から21日木曜日の3日間、市町村等の消防防災にかかわる職員さんを対象にした地域住民防災力向上の研修があります。この中で、自主防災組織災害対策訓練イメージTENと、災害図上訓練のDIGによる防災対策の手法も学べるカリキュラムになっております。4月7日までの申し込み期限でございますので、もしどなたか職員さんが行っていただければ、奈良県だけではなく、ほかの方との交流も考えて行っていただければと思います。

また、各地域の自主防災組織の活動の温度差というのは私も非常に感じておまして、お互いが切磋琢磨しながら有事の際は協力し、この有事を乗り越えていくというような関係性をつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。お答えは結構でございます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（高岡 進）** 2問目の質問は終了しました。

8番、澤美穂議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、10番、辰己圭一議員。

**10 番（辰己圭一）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書

をもとに、「町管理の河川整備（緊急浚渫推進事業費の活用）について」質問をさせていただきます。

近年、台風による河川氾濫等の大規模な浸水被害などが全国各地で相次いでおり、皆さんご存じのとおり、この三郷町も、平成29年10月の台風21号の大雨で甚大な被害を受けました。

また、去年は台風15号や台風19号により、関東や東北など東日本の広い地域で洪水被害が出ましたが、全国各地で台風や前線に伴う豪雨などで、河川の越水や堤防の決壊、そして内水氾濫など甚大な被害が発生しました。

こういった被害が相次ぐ中、国は被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫工事、つまり堆積土砂等の撤去でございますが、こういったことは重要だと考え、去年の12月、たしか20日だったと思うんですけども、国のほうで閣議決定されましたが、緊急浚渫推進事業費（仮称）を新たに創設されました。

この緊急浚渫推進事業費とは、こういったものかといいますと、主に総務省の財政支援の一つで、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川だけではなくダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、つまり危険箇所があって、すぐに実施する必要があるものが対象事業であります。浚渫の対象内容としては、土砂等の撤去や処分、これに加えて樹木の伐採等も含まれております。そして、浚渫工事の経費については、地方財政法を改正し、地方債の発行を可能とするための特例措置を設けて、この特例債の財政措置は、充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率を70%とし、今年令和2年度は事業費900億円を計上し、そして令和6年2024年までの5年間の予定で、事業費は計4,900億円を見込んでおります。

今、奈良県においては、大和川や竜田川、富雄川を初め、奈良県全域で堤防強化対策や浚渫工事が行われており、皆さん、これもご存じかわからないですけれども、この三郷町でも、一級河川の指定区間であります県管理の信貴川の浚渫工事が行われておりました。

すみません、通告書のほうには2月現在と書いておりましたが、もう実は先月の2月14日過ぎに、この工事が完了しておりますので、訂正のほうをお願いいたします。

この信貴川の浚渫工事は、擁壁に生えている雑木の伐採と堆積土砂約80立米、

これは本来はもっとあったんですけれども、一応180立米の撤去の工事でしたが、実は私も3年前から危険箇所を写真に撮って県に何度かお願いに行っていました。ようやく、今年、工事をさせていただきました。もちろん三郷町の担当職員さんも、たびたびお願いに行ってくれていたと思うんですけれども、動いていただいたので、実現できたのかなと感謝しております。

しかしながら、まだ堆積土砂がたまっている箇所や、川の擁壁が崩れて、ちょうど空洞になっている箇所が、これは実際にちょっとあるんですけれども、引き続き県にお願いに上がるつもりですので、森町長様を初め、佐藤部長、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。頼りにしております。

この三郷町は、主に四つの河川が流れていまして、町管理の準用河川が幾つかありますが、三郷町の東側のほうから順に言いますと、信貴川、坂根川、実盛川、この実盛川は上流で大門川とつながっておりますが、あと、関屋川があります。

信貴川は、給食センターの前の道より少し南側から山手に向かって上流が町管理となっていて、坂根川に関しては、全て県管理になっております。実盛川は、とっくり湖より少し上の南畑から上流が町管理でありますけれども、関屋川においては、これは全て大阪にわたっていますけれども、関屋川においては全て町管理となっております。このほかに三軒屋橋下の河川や城山台の池から信貴山下駅に流れている、これは普通河川だと思うんですけれども、こういった河川もあろうかと思っておりますけれども、そこで、お尋ねをします。

三郷町内の町管理の河川で、樹木の伐採の必要性があるところ、のり面や擁壁の危険箇所も含めまして、堆積土砂がたまっている箇所があると思うのですが、どのくらい町として把握をされているのか。また、今後この緊急浚渫推進事業費を活用して、浚渫工事を実施する予定もしくは計画があるのか、町の考え方についてご所見をお願いいたします。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）**（登壇） 失礼します。辰己議員のただいまの質問についてお答えいたします。

議員お述べのとおり、平成29年度、それから平成30年度に続いて令和元年度につきましても、9月の台風15号、10月の台風19号、8月の前線活動が原因の九州豪雨による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が各地で発生したことによって、議員お述べのとおり、国土交通省は、河川等の堆積土砂の撤去等が重要

と考え、地方公共団体の単独事業として、緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、国は緊急浚渫推進事業費を創設しました。

その事業費につきましては、議員お述べのとおり、令和2年度には900億円、令和2年度から令和6年度までの5か年にわたって4,900億円が見込まれている状況です。当事業の対象につきましては、河川維持管理計画など個別計画に位置づけられた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫となっており、堆積土砂率や人家への危険度などにより、対象事業の優先順位が決められます。

これとは別に、平成30年12月14日に、防災減災国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定され、国土強靱化基本計画、平成26年6月閣議決定の平成30年12月改定の重点化優先順位づけの考え方に従って、防災のための重要インフラ等の機能維持対策にも、令和2年度まで活用できる国の支援策として用意がされているところです。

ご質問いただきました三郷町内の町管理の河川で、樹木の伐採やのり面の危険場所を含め、土砂が堆積して危険な箇所が何か所あるかということですが、ここにつきましては、ほぼ現時点では解消しているという現状認識ではあります。たびたび土砂堆積を起こしている信貴川の上流部については、町管理河川であることから、日ごろから注視しており、大雨による河川氾濫が起きた平成30年度には、災害復旧事業の国庫補助を活用して、護岸等の復旧工事を実施いたしました。また、堆積土砂については井堰部に堆積した土砂を、令和元年度に雑木も含めて撤去のほうをしてきたところです。

信貴川の上流部につきましては、これまでの経緯から、今後も堆積土砂等について引き続き注視しながら、必要に応じて対処してまいりたいと考えております。

また、信貴川以外の町管理河川につきましても、現状目立った堆積土砂等は見受けられないところでありますけれども、今後も河川パトロール等を通じて、危険と思われる箇所が発見されましたら、議員お述べの事業や今回説明しました3か年緊急対策等の国の支援を活用することを念頭に、町が管理する河川の保全管理に努めてまいり所存です。

以上です。

**議長（高岡 進）** 再質問を許します。

**10番（辰己圭一）（登壇）** それでは、再質問をさせていただきます。ただいま佐藤部長からご答弁いただきましたけれども、今のところは大丈夫という答弁でした

けれども、私はそうはちょっと思わないんですけれども、別に文句言うわけではないんですけれども、実際、川沿いに住まれている町民の方からも、やっぱりその不安の声を耳にしたりしますし、実は私も現地を見に行ったりとかしてまして、私が思うのには、危険箇所は幾つか見受けられるところがあるんですけれども、例えばですけれども、給食センター西側を流れている信貴川、ここは川が蛇のようにグネグネ曲がってしまっていて、一たび大雨が降りますと、川ののり面がこれ小規模ですけれども、よく崩れたりしていますし、山の上のほうから池のほうから水が流れて、一気に流れてくるので、もう恐ろしいほどの水の勢いで水が流れてきます。

川沿いには雑木というよりか、竹などの木が多いんですけれども、これはもし万が一、大雨が降って洪水が起こったときに、土砂と雑木が、竹とかの雑木が崩れて水路を塞いでしまう場合があります。これ実際に、よその県でもあったんですけれども、こういったときに、避難所の指定になっています給食センターに水が流れてくる可能性も考えられないかもわかりません。それは想定外のことは起こってほしくはないんですけれども、もし時間があれば、僕一緒にちょっと一緒に連れていきますので、ほかにも危険箇所はあると思います。

ただ、私も全て、信貴川だけじゃなくて町管理の関屋川とかいろんな川がありますけれども、どこそこが危険というのは、もう全て把握しているわけではないんですけれども、実際は県管理の川のところも雨が降るたびに、上の土がゴボッと抜けたりとかしていて、今年1月も実は県管理のところの信貴川が抜けているところがあって、今既に工事完了してもらっているんですけれども、やはり町管理の河川だけではなくて、県管理の河川の整備も、やはり三郷町を流れているので、その辺はやっぱり県と連携を図っていただきまして、ぜひ取り組んでいただくようお願いをいたします。

初めにもちょっと言いましたけれども、この緊急浚渫推進事業費の創設は総務大臣、つまり高市大臣が数年前から、平時より河川の堆積土砂の撤去や河川内の樹木の伐採をして準備をしておく。維持管理の重要性につき、これは何度も国土交通省のほうにお伝えをし、対策の要請をされてこられました。しかし、一級河川の指定区間、二級河川、これは県管理なんですけれども、あと町管理の準用河川の浚渫工事は、地方公共団体が単独で実施するしかなく、一番の問題は財政的な事情から、全国進んでいないのが現状でありますけれども、人の命にはかえら

れない、防災対策の費用を惜しんでいる場合ではないということで、思い切って総務省として対策をとることを決断されました。

そういった強い思いが詰まった支援策でございます。再度質問をさせていただきます。今のところ危険がないということかも知れないんですけども、足をやっぱり運んでいただきまして、川沿いに住まれてる町民の方々の意見も聴取しつつ、この際もう少し詳しく調査をしていただきまして、もし危険場所があるのであれば、堆積土砂管理計画等の作成をしていただき、この緊急浚渫推進事業費を活用していただきたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

**議長（高岡 進）** 佐藤環境整備部長。

**環境整備部長（佐藤 忍）（登壇）** 失礼します。再質問をいただきました。

その前にちょっと、先ほど私の答弁の中で訂正のほうさせていただきたいと思えます。

緊急浚渫推進事業費を、私は説明で国土交通省という説明をさせてもらったんですけども、総務省です。それは議員お述べのとおりですので、ここで訂正させていただきます。すみません。

再質問の内容で大丈夫と思えない、現場を見ての議員の、それから住民の方のお声ということもあります。一定我々職員としても、工事の見回りであるとかはしてきたところでありましてけれども、実際に現場で見ておられる皆さんの声というのは大切だと思いますので、町としましても現場を改めて確認させていただきたいと思えます。

それで、実際に足を運ばせていただいた段階で、住民の方からお声をいただけるのであれば、こういったことが実際に起きたんだよとかというお声もいただけたらと思っておりますので、また、ご協力をお願いしたいと思います。

それとあと、県管理の河川の部分と町の連携ですけれども、当然、郡山土木事務所とも定期的に話し合いを持ったりもしておりますので、その中で、この河川管理につきましても、適切に対処できるように連携していきたいと思えます。また、今後とも協力のほう、よろしくをお願いしたいと思います。失礼します。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**10番（辰己圭一）（登壇）** とりあえず納得のできる答弁をいただいたのかなと思うんですけども、最後に一言だけ言わせていただきたいんですけども、もし確認、危険箇所の確認も含めて、危険箇所があれば、すぐ対処するということがだっ

たんですが、今後この事業を進めていくとすれば、今、答弁いただいた佐藤部長も初め、担当される職員の方には、当然、仕事もふえますけれども、そしてご負担もおかけすると思えますけれども、私にできることがあれば、何でもおっしゃってください。喜んで手伝わさせていただきますので。町民の皆さんがやはり、安全で安心して暮らしていけるよう、誰一人取り残さない社会を目指して、今後ご検討のほう、よろしく願いいたしまして、私の質問を終えたいと思います。答弁は結構でございます。

**議長（高岡 進）** 10番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

**7番（木谷慎一郎）（登壇）** それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、「養育費の支払い確保のための保証料補助を」ということで質問をさせていただきます。

近時、ひとり親世帯、とりわけ母子世帯の貧困率の高さというのが社会問題になっております。労働政策研究・研修機構の公表している子育て世帯全国調査という調査によると、初回調査である2011年度に、2人親世代における貧困率は10.7%でしたが、最新の調査となる2018年度には5.9%と顕著に改善しているのに対し、母子世帯の貧困率は46.6%から51.4%へと悪化しており、実に過半数の世帯が相対的貧困の状態となっていることを含めて、さらに対策が急がれる状況となっております。

その状況の大きな原因の一つに、離婚後の養育費の支払いが適切に行われていないという問題があります。具体的には、全国ひとり親世帯等調査結果というものによると、平成28年において、離婚の際に養育費の支払いの取り決めをしたのが全体の42.9%でしかなく、まず過半数以上が養育費の取り決め自体をせずに離婚していると。さらに、せっかく決めていても、その4割弱が途中で支払いがとまってしまうということで、全体とすれば7割以上の母子世帯で養育費の受け取りができなくなっているという状況です。このことによって、本来責任を負うべき父親が、経済的負担を免れているだけでなく、子どもの経済的な格差を生み出していると言えます。

平成28年9月の議会において、私が、養育費の履行確保に関して質問をさせていただいた際、養育費の取り決めを使用するひな形の配布などをするとのことご回答をいただきましたが、その後の離婚届における養育費の分担に関するチェック

欄、養育費の分担を決めたかと、決めたか決めていないかというチェック欄があるんですけども、そのチェックの状況は変化ありましたでしょうか。

また、さらに進んだ対策として、養育費負担を定める公正証書の作成費用や養育費の支払い保証会社の保証料の補助を始める自治体も出てきています。養育費の取り決めを行って法的権利があるとしても、生活に追われ時間の余裕がない母子家庭の母が、元配偶者に請求督促をすることは、實際上難しいといわざるを得ませんが、その影響が子どもの福祉に及ぶのであれば問題であり、このような手段の利用の促進をする必要性は高いと考えます。

この困難さを具体的に言いますと、まずは支払いがとまってくると。そうなるのと、関係性のよくない元夫に連絡をとって催促をすると。それだけでもなかなか大変なところなんですけれども、支払ってもらえなければ裁判所に調停を申し立てて、何度か出頭して話し合っただけで調停が成立すれば、ようやく執行力のある債務名義というものを手に入れることができるという状況で、さらにその債務名義が得られていても、そこから債務者に送達というものを行ったり、執行分付与の手続であったりとか、そういうところで、それぞれ出頭して手続が要るので、本当に大変難しく手間のかかることが多いです。諦めてしまう方が多いというのが多くの状況です。

これが公正証書をつくって、かつ支払い保証会社へ依頼をするというところまで持っていければ、債務者である元夫からは、その保証会社に養育費相当額の支払いを入金します。そして、その支払い保証会社から元妻のほうの口座に入金がされるという形になるんですけども、その場合、元夫からの支払いがとまっても、元妻のところには支払い保証会社から入金が続くと、最低1年間続くと。その支払い保証会社からは、元夫に会社が督促請求をしていく、そういう状況のもので、元妻の身体的、もちろん時間的、心理的な負担をほぼなくしてくれる仕組みというものができています。

このような手段ですので、補助の可否について町の見解をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか、よろしく願いいたします。

**議長（高岡 進）** 窪こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（窪 順司）（登壇）** それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

離婚によって夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親

にも、子どもを養育し、幸せにする義務があります。離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するのか、父、母としてどう協力し合うのか、話し合っ取り決めることが重要であります。

しかしながら、養育費の取り決めをしていなかったり、養育費が支払われなかったりといったことが少なくないのも事実です。平成28年9月議会において、木谷議員のご質問に回答させていただきました養育費に関する合意書作成の手引きにつきましては、法務省において策定されており、本町におきましても、この手引きを離婚届用紙の交付時に配布するとともに、窓口にも置き、その啓発に努めております。

また、離婚後の面会交流や養育費の分担の取り決めについての離婚届のチェック欄にも、この手引きをごらんいただくよう案内が記載されており、さまざまな方法でこの手引きの啓発に努めております。

なお、このチェック欄へのチェックですが、チェックがなされていないことにより、離婚届を不受理とすることはできないとされております。しかしながら、チェックがされていない場合は、窓口においてチェックをしていただくように促しており、このため、受理した離婚届のほとんどにチェック欄が入っている状況となっております。

次に、養育費の支払いについては、離婚の際の養育費の取り決めをしたにもかかわらず、養育費が支払われなくなったり、支払われないおそれがあったりする場合、養育費の立てかえや督促を保証会社が行う養育費保証契約というものがあります。この契約には、養育費の取り決めの内容を公正証書に作成することや、家庭裁判所の調停調書等に係る費用が含まれ、滋賀県の湖南市や大阪市など一部の自治体で、その費用の助成を行っているところもあります。

しかしながら、養育費の取り決めは大切なことではあるものの、個人と個人の契約であることから、本町といたしましては、他の自治体の動向を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、今後も、子どもの健やかな成長のため、離婚後の養育費の支払いや面会交流が双方の思いに沿うよう、相談、啓発をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7 番（木谷 慎一郎）（登壇） 離婚届の際のチェック欄の状況について、まずはお答弁をいただきました。取り決めが必要な方のうち、取り決めされているというところにチェックが入っていた方が多かったという意味で、その意味で窓口において養育費の取り決めについての啓発を継続的にしていただいている意味というものがすごく出ているんじゃないかなと思います。

ただ、調査によると、過半数がその取り決め自体をしていないという話が出ていると。決めていても4割が支払いの途中でとまってしまうという状況を鑑みると、その養育費の取り決めというのは、口頭ではなく書面、しかもその書面の中でも、とりわけ法律的な効果の高い公正証書により作成されることが求められます。

また、令和2年4月から施行される改正民事執行法では、公正証書による財産開示手続が可能となるなど、自作の書面に比較しての公正証書の実効性と重要性というのは、さらに高まっていくという状況になっております。

ところが、さきに触れた調査によると、母子家庭で公正証書等の執行力のある書面により養育費の取り決めをしているのは、全体の25%ほどと低調な状況です。この割合をさらに高めるために、本来であれば公正証書の作成料についての補助制度を設けることで、公正証書作成という手段の周知、それと、その利用に対するハードルを下げる役割と、さらに、その公正証書の実効性を心理的負担なく高める方法として、保証料の補助制度をあわせて提案させていただいたところを考へての質問ということだったんですけれども、個人と個人の関係が基本ですので、補助制度は難しいというお話をいただきました。

であれば、せめてその窓口の際に、書面を作成するというところからもう一歩進めていただきまして、公正証書作成という手段を、原則とは言いませんが、そういう公正証書をつくっておくという手段を、何とか周知していただけるような窓口の案内を工夫していただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 窪こども未来創造部長。

こども未来創造部長（窪 順司）（登壇） 木谷議員の再質問にお答えいたします。

1度目の答弁でも申しましたけれども、離婚届の用紙の交付時に、こういった総務省からのパンフレットがありまして、この中には養育費の大切さ、そしてまた面会交流の大切さも含めて、実際この中には、合意書の作成の書式と記入例も書いたりしております。一番最後には、相談センターの契約もしておりますので、

こういった部分をしっかりと周知をして、後の生活がしっかりと送れるように、啓発をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

**議長（高岡 進）** 再々質問を許します。

**7 番（木谷 慎一郎）（登壇）** 法務省の配布の冊子といたしますか、そのご紹介をいただきましてご答弁をいただきました。もちろん、調査によると、養育費の取り決めをしたという方の中には、普通の契約書という形の書面をつくられる方もいらっしゃいます。公正証書をつくられる方もいます。全く書面をつくらないで、口頭で決めたという方もいらっしゃいます。口頭で決めている方が、せめて書面で作っていきましょうよというところの啓発のために、法務省の書面、パンフレットは大変役に立つところだと思います。

ただ、今回、私が何とかお伝えしたかったのが、その公正証書をつくっておくことの重要性ということになります。先ほどの改正民事執行法の話も出しましたけれども、そういう面で先ほどご提示いただきましたひな型による契約書、合意書の効力と公正証書の効力は全く別のものがありますので、何とか公正証書をつくっていきましょうよというところに、ご案内をいただけたらなというお話でしたので、またご検討をいただけたらと思います。

なお、今回の質問には直接盛り込んでおりませんでしたけれども、離婚する夫婦の過半数が、養育費負担の取り決め自体をしていないという状況なんですけれども、これについては、本当に離婚するときは養育費のことを考えて決めておくのが当然という世間の雰囲気みたいなところを醸成していかなければならないと考えております。

町についても、啓発等をお願いできたらと思うんですけれども、議員の皆様におかれましても、そういう方がいらっしゃれば、一言そういうお話をさせていただきまして、雰囲気づくりができ、ご協力をいただけたらというふうに考えて、この場で言うかはわからないんですけれども、お願いいたしまして、私の質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（高岡 進）** 窪こども未来創造部長。

**こども未来創造部長（窪 順司）（登壇）** 木谷議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、私、再質問で、このパンフレットの説明をさせていただきましたけれども、すみません、私のちょっと説明不足でして、このパンフレットにも、今お

っしゃっていただきました、しっかりとこの取り組みをして、公正証書にしなさいよという一言も入っておりますので、あわせて、しっかりと啓発をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（高岡 進）** これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしくお願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 4時01分